

平成 30 年度認証評価結果報告書

平成 31 年 3 月 20 日

一般財団法人短期大学基準協会

目 次

はじめに	1
平成 30 年度認証評価結果について	
1. 平成 30 年度認証評価結果	3
2. 平成 30 年度認証評価結果決定までの日程	3
3. 平成 30 年度認証評価の経過	4
4. 平成 27 年度第三者評価結果の「適格」判定に条件を付した短期大学の評価の経過	5
5. 評価結果の構成	5
資料 1 一般財団法人短期大学基準協会の概要	7
資料 2 短期大学評価基準	11
資料 3 評価組織	
理事会理事及び監事一覧	33
認証評価委員会委員一覧	33
認証評価審査委員会委員一覧	34
資料 4 評価員一覧	35
平成 30 年度認証評価結果	(都道府県別・五十音順)
<平成 30 年度認証評価>	
1 埼玉純真短期大学	39
2 愛知医療学院短期大学	49
<平成 27 年度第三者評価結果の「適格」判定に条件を付した短期大学の評価>	
1 宇都宮文星短期大学	59
2 プール学院短期大学	61
3 西日本短期大学	63
参考 1 用語解説	65
参考 2 会員校一覧	83

はじめに

一般財団法人短期大学基準協会が行う認証評価

本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において機関別評価案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。

ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の認証評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、認証評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、他機関の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う認証評価において、「適格」の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。

しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。認証評価は、部分的なものではなく評価時点における包括的な評価であり、「適格」とは、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです。それゆえ、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は認証評価の評価結果に含まれるものではありません。

また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努めています。さらに、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼に応えるとともに、評価システムの不断の改善を図っています。

短期大学評価基準

短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この 4 基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。平成 30 年度からは、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目として設定しました。また、「学習成果」を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れました。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。なお、第 2 評価期間における選択的評価（「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び

「地域貢献の取り組みについて」) については、全ての短期大学において積極的な取り組みが求められることから、これらは4基準の中に取り入れることにしました。これらにより、各短期大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。

平成 30 年度認証評価結果について

1. 平成 30 年度認証評価結果

一般財団法人短期大学基準協会は、平成 30 年度に申請のあった 2 短期大学に対して「平成 30 年度認証評価実施要領」に基づき評価を行った結果、本協会が定めた「短期大学評価基準」の評価の考え方により 2 短期大学を「適格」と認定しました。

また、平成 27 年度第三者（認証）評価結果において条件を付した 3 短期大学について評価を行った結果、指摘事項が改善されたことを確認し、短期大学評価基準を満たしていると認定しました。

(都道府県別・五十音順)

(1) 「適格」と認定した短期大学 (2 短期大学)

埼玉純真短期大学
愛知医療学院短期大学

(2) 「適格」判定に条件として付した指摘事項の改善が認められた短期大学 (3 短期大学)

宇都宮文星短期大学
プール学院短期大学
西日本短期大学

2. 平成 30 年度認証評価結果決定までの日程

(1) 平成 30 年度の認証評価

平成 29 年	7 月 31 日	平成 30 年度認証評価申込受付締切
	8 月 25 日	ALO（認証評価連絡調整責任者）対象説明会
	9 月 14 日	評価を受ける短期大学（評価校）の決定
平成 30 年	6 月 29 日	自己点検・評価報告書の提出締切日
	7 月～8 月	評価員による書面調査の実施
	9 月中旬	評価員による訪問調査の実施
	10 月上旬	評価チームから基準別評価票の提出
	10 月 25 日	認証評価委員会分科会の審議
	11 月 15 日	〃
	12 月 10 日	認証評価委員会の審議
	12 月 13 日	理事会による機関別評価案の審議
	12 月 17 日	評価校への機関別評価案の内示
平成 31 年	1 月 16 日	異議・意見申立書の提出締切日
	1 月 24 日	認証評価委員会の審議
	2 月 14 日	認証評価委員会の審議
	2 月 15 日	理事会による評価結果の審議

3月7日	認証評価委員会の審議
3月8日	理事会による評価結果の最終決定
3月11日	評価校への評価結果通知
3月20日	認証評価結果の公表

3. 平成 30 年度認証評価の経過

- (1) 本協会は平成 29 年 7 月末日を締め切りに、平成 30 年度認証評価の申込受付を行いました。その結果、評価を希望する 2 短期大学の申請を受理し、平成 30 年度認証評価の評価校として決定しました。
- (2) 平成 30 年度評価実施に先立ち、平成 29 年 8 月 25 日に会員校の ALO（認証評価連絡調整責任者）を中心に「第 3 評価期間認証評価に関する ALO 対象説明会」を開催しました。当該説明会では、本協会の目指す認証評価、実施体制、実施方法などについて共通理解を図るとともに、ALO には、認証評価の円滑な実施のため本協会及び評価員に対する窓口となって連絡・調整の任に当たるよう要請しました。
- (3) 認証評価委員会では、同委員会より 8 名の評価員を選出し、評価校 1 校につき 4 名で「評価チーム」を編成するとともに、各評価チームにチーム責任者を置きました。
- (4) 評価員は、認証評価委員会等において、本年度の認証評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、次の手順で評価を取りまとめていきました。
- ① 各評価員による評価
 評価員は、担当する評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査を通して、当該評価校の状況を区分ごとに把握・分析し、それらに基づき、テーマの評価を行いました。
- ② 評価チームによる基準別評価
 評価チームは、訪問調査時に評価員会議を行うとともに、訪問調査終了後には各評価員の区分及びテーマごとの評価に基づき、評価チームとしての基準別評価を行いました。同時に、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成し、認証評価委員会へ提出しました。
- (5) 認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる分科会として 2 分科会を設けました。各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票を基に当該チーム責任者と意見交換を行い、その結果を踏まえて機関別評価原案を作成しました。

- (6) 認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。さらに平成 30 年 12 月 13 日に開催された理事会に機関別評価案の報告を行い、12 月 17 日に各評価校へ内示しました。
- (7) 本年度は、認証評価委員会からの内示に対する異議申立て及び意見申立てはありませんでした。
- (8) 平成 31 年 2 月 15 日及び 3 月 8 日、認証評価委員会による機関別評価案が理事会に提出され、理事会は、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして、平成 30 年度の評価校 2 校を適格と認定しました。

4. 平成 27 年度第三者評価結果の「適格」判定に条件を付した短期大学の評価の経過

- (1) 平成 30 年 6 月末日を締め切りとして提出された改善報告書を受理しました。
- (2) 認証評価委員会では、同委員会委員より評価員として 3 名を選出しました。
- (3) 各評価員は、評価校から提出された改善報告書に基づき書面調査を行いました。評価チームは、各評価員の評価を基にチームとしての評価原案を作成し、認証評価委員会へ提出しました。
- (4) 認証評価委員会では、評価チームが作成した評価原案について審議し、評価案を作成しました。さらに 12 月 13 日に開催された理事会に評価案の報告を行い、12 月 17 日に各評価校へ内示しました。
- (5) 認証評価委員会からの内示に対する異議申立て等はありませんでした。
- (6) 平成 31 年 3 月 8 日、認証評価委員会による評価案が理事会に提出され、その結果、理事会は、問題点として指摘した事項が改善されたことを確認し、3 短期大学について本協会の短期大学評価基準を満たしていると認定しました。

5. 評価結果の構成

各短期大学の評価結果は、「機関別評価結果」と「機関別評価結果の事由」で構成されています。「機関別評価結果の事由」には、「総評」、「三つの意見」、「基準別評価結果」が含まれています。

「機関別評価結果」は、評価校の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況が機関全体として、短期大学としての水準を満たしているか否かについて、本協会では「適格」、「不適格」又は「保留」と判定しています。

「総評」には、本協会の評価基準に定める 4 基準の概略を記載しており、これは「機関別評価結果」に示す判定に至った理由に相当します。

「三つの意見」には、評価校の主体的な改革・改善への気運を一層促し、その向上・充実を図るための本協会の見解をまとめています。これは、評価校の教育活動等の状況のうち「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」について、後に述べる各評価基準の評価結果（合・否）とは別にまとめたものです。

「特に優れた試みと評価できる事項」には、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特に特長的な取り組み等をまとめています。「向上・充実のための課題」には、評価校の教育研究活動等を更に向上・充実させるために必要な課題や、更なる向上・充実が期待できる事項等について、本協会の見解をまとめています。なお、それらの記載事項は、各評価基準の評価結果（合・否）と直接連動するものではありません。さらに、「早急に改善を要すると判断される事項」には、問題・課題等が深刻で、速やかな対応が望まれる事項をまとめています。例えば、短期大学評価基準や短期大学設置基準等の著しい未充足事項等が該当します。「基準別評価結果」には、まず、表形式で各基準の評価結果（合・否）を示した上で、当該基準を合又は否と判定するに至った事由をまとめています。

「適格」判定に条件を付した短期大学についての評価結果は、平成 27 年度の第三者評価において一部問題が認められた「基準」についての評価であることから、「評価結果」、「評価結果の事由」及び「指摘事項とその改善状況」で構成されています。

資料1 一般財団法人短期大学基準協会の概要

1. 概要

平成14年に学校教育法の一部が改正され、平成16年度からすべての短期大学は、当該短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備などの総合的状况について、少なくとも7年間に一度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられました。

短期大学基準協会は、学校教育法第110条の規定に基づき、平成17年1月14日に認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、我が国の国公私立短期大学488校のうち、380校（平成18年1月末現在）が加盟しました。また、本協会の評価事業は公正性や社会からの信頼性を強く求められる公益性の極めて高いものであることから、本協会は、財団法人として、平成17年3月31日に文部科学大臣から許可を受けました。

この学校教育法の改正以前、特に、平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善について」から始まった高等教育機関における改革の流れの中で、短期大学関係者は、その改革の基本的な方法として自己点検・評価の組織的な導入の必要性を認識し、短期大学の水準の維持・向上を図るとともに、短期大学の自己点検・評価による改善を支援するため、平成6年4月、任意団体として「短期大学基準協会」を設立しました。その際、日本私立短期大学協会の支援を得て、同協会に加盟しているすべての短期大学が参加しました。

以来、「短期大学基準協会」は、短期大学の自己点検・評価活動や短期大学相互評価の促進・支援及び地域総合科学科の適格認定評価などの実施などを通じ、短期大学の特色とそのあるべき姿について研究・検討を続け、平成17年3月31日をもって財団法人短期大学基準協会と改組し、その後平成24年4月1日一般財団法人短期大学基準協会となり、現在に至っています。

2. 評価の対象と目的

本協会は、評価を通して短期大学の教育の質保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して短期大学の向上・充実に資することを目的としています。本協会の行う認証評価は、評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学の教育活動などについて総合的に評価するものです。また、本協会の評価に対する社会の理解と支持を得るために、評価システムや評価結果を公表します。

3. 認証評価の実施体制

(1) 実施体制

本協会は、理事会の下に、認証評価を行う組織として認証評価委員会を設けています。同委員会では、認証評価に関する基本方針の策定、認証評価システム全体の点検・改善、機関別評価案の作成に関する事など、認証評価の実施に関する事項を担当しています。

さらに、認証評価を円滑に実施するため、次のような組織体制を整えています。

○ ALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）

本協会の評価では、各短期大学の相互評価などを含む自己点検・評価活動を基礎においていることから、その自己点検・評価活動や認証評価を円滑に進める責任者を各短期大学に1名置いています。この責任者をALO（Accreditation Liaison Officer：認証評価連絡調整責任者）といい、各短期大学が選任し、本協会に登録しています。

○ 評価員（評価チーム）

認証評価委員会において、会員短期大学から選出された評価員候補者や学識経験者などのうちから当該年度に必要な評価員を委嘱し、評価校 1 校につき 4～5 名で「評価チーム」を編成しています。各評価チームは、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。

また、評価に際して、チーム内の多様な意見を取りまとめ、評価校との連絡・調整を図る「チーム責任者」を選任します。

○ 認証評価委員会分科会

認証評価委員会の下に、原則 3 名の認証評価委員会委員及び同委員会が必要と認めた者で構成される認証評価委員会分科会を設け、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案の作成にあたります。

○ 認証評価審査委員会

認証評価委員会が各評価校へ内示した機関別評価案に対して、評価校から異議申立てがあった場合の審査機関として、理事会の下に認証評価審査委員会を設けています。同審査委員会は、本協会理事長の諮問に応じて異議申立てに対する審査を開始し、その審査結果を理事会へ報告します。

(2) 評価の手順

① 短期大学評価基準に基づく自己点検・評価報告書の提出

本協会では、短期大学の教育活動などの状況を多角的に評価するため、4 基準で構成されている短期大学評価基準に基づき、認証評価を実施します。また、各短期大学が短期大学として有すべき水準を満たしているかどうかという視点から、この 4 基準に 2～4 のテーマ（合計 12 テーマ）を設定し、それらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（合計 33 区分）として設定しました。さらに各区分を理解し、分析するため、評価の観点を示しています。評価校は、これら基準、テーマ、区分及び評価の観点を踏まえ、教育活動などの状況を分析・評価して、自己点検・評価報告書を作成し、本協会及び評価員へ提出します。

② 書面調査及び訪問調査

評価員は、評価員研修会において、当該年度の認証評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、区分評価、テーマ評価及び基準別評価に当たります。

a. 区分の評価

評価員は、書面調査及び訪問調査を通じて、当該評価校の現状と課題を把握・分析し、区分ごとに当該評価校が短期大学としての水準を満たしているかどうかについて、合・否の 2 段階による評価を行います。

b. テーマの評価

評価員は各区分の評価を行った後、それらとその改善計画を踏まえてテーマごとに 4 段階の評価を行います。

c. 基準別評価

評価チームは、各評価員が作成した上記の区分評価及びテーマ評価に基づき、訪問調査

中に行う評価員会議を経て、訪問調査終了時に評価チームとしての評価を検討します。ここでは合・否の2段階による評価を行うとともに、評価校の内部質保証の取組状況について「内部質保証ルーブリック」を用いた評価も踏まえ、基準別評価として集約します。

また、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成します。

なお、「特に優れた試みと評価できる事項」は、当該評価校の取り組んでいる事項が特色ある優れたものであることを示した項目です。また「向上・充実のための課題」は、当該評価校の教育活動が向上・充実するためにその解決、克服が必要となる課題、又は現状にとどまらず、更なる向上・充実を図ることが期待される事項を掲げています。さらに「早急に改善を要すると判断される事項」は、例えば短期大学設置基準未充足など、短期大学としての水準を満たしていないと判断される事項について指摘したものです。

③ 認証評価委員会による機関別評価

認証評価委員会では、各評価チームから提出された基準別評価票に基づき、分科会及び認証評価委員会でそれぞれ検討を加えます。

a. 分科会

分科会は、分科会ごとに担当する評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者と意見交換を行った上、機関別評価原案を作成します。各分科会は、この機関別評価原案の作成にあたり、当該評価校の教育活動などの状況が短期大学全体として、短期大学の水準を満たしているか否かを審議します。

b. 認証評価委員会

認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、各評価校へ内示します。

同委員会は、この評価の時点で「早急に改善を要すると判断される事項」について、改善が可能であると判断した場合には、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で、評価校に内示します。

条件を付された評価校は、通知を受けた日から一定期間内に改善計画書等を提出した上で、指定された期日までに改善報告書を提出する必要があります。認証評価委員会は、当該評価校から提出された改善報告書を検討し、指摘事項が改善されたか否かを証拠書類に基づいて確認し、改善が完了したと認められる場合には、「適格」とします。

また、「適格」、「不適格」の判定に至らない場合には機関別評価結果を「保留」としてその理由を公表し、本協会が指定した年度に再評価を受ける必要があります。

再評価は当該短期大学の申請に基づき実施し、その結果、短期大学評価基準を満たした場合には、機関別評価結果を「適格」と判定し、その旨公表します。また、再評価において、短期大学評価基準を満たしていない場合及び再評価を受けない場合、又は「適格」、「不適格」の判定に至らない場合は、機関別評価結果を「不適格」と判定し、その旨公表します。

④ 認証評価審査委員会による審査

本協会では、内示に際して、機関別評価案の指摘事項に対する異議申立ての機会を保証することとし（認証評価実施規程 第11条第1項）、評価に重大な事実の誤認などがないよ

うに努め、評価校から、内示に対して異議申立てが出された場合は、直ちに、認証評価審査委員会で審査します。同審査委員会では、提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正内容の適否を十分審議し、必要な修正を行うよう理事会に報告します。

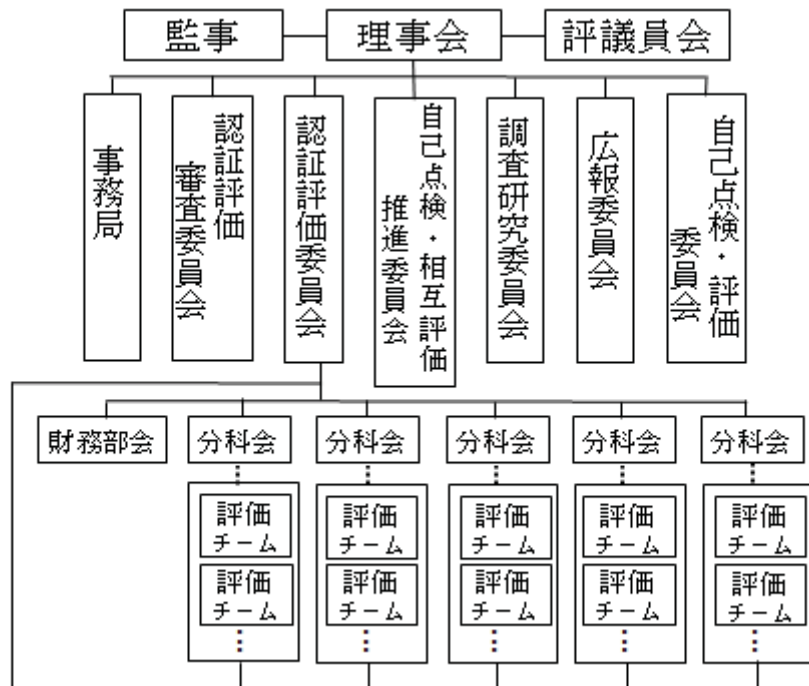
⑤ 理事会での決定

理事会は、認証評価委員会から提出された機関別評価案、認証評価審査委員会からの報告を踏まえて審議し、評価校に対する機関別評価を決定し（認証評価実施規程 第 12 条）、各評価校へ通知します。

⑥ 評価の公正性

本協会は、評価の公正を期するため、以上の評価のすべてのプロセスにおいて評価を受ける短期大学の利害関係者であると理事会が認める者は、その所属する短期大学を対象とする認証評価業務に従事できないこととしています（認証評価実施規程 第 17 条）。

4. 一般財団法人 短期大学基準協会 組織図



資料2 短期大学評価基準

短期大学評価基準

平成16年10月制定

平成29年2月改定

短期大学評価基準の趣旨

短期大学が行う自己点検・評価は、認証評価のためだけではなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズに応え、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。短期大学が、地域に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。

短期大学による自己点検・評価は認証評価の基礎であり、その促進は認証評価機関の責任の一部である。短期大学評価基準は、短期大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。

短期大学評価基準の構造

短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されており、まず、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み（基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになっており、短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～8）として表した。4基準の大きなくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。

基準 I 建学の精神と教育の効果

建学の精神・教育理念、教育目的・目標、学習成果（Student Learning Outcomes）、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育研究活動の見直しを図る内部質保証の仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

建学の精神は、短期大学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする大学経営の自主性を示すものであり、短期大学の教育目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため短期大学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有することが重要である。

建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有し、短期大学の継続的な発展を遂げるために自身の個性・特色として継承されるべきである。また、時代や社会の変化の中にあって社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検することが求められる。

短期大学は地域・社会の文化の担い手である。地域住民をはじめ地域・社会の公共機関や企業などから必要不可欠な存在として認知され、支持されるよう、地域・社会の幅広いニーズに応えその活性化を図る責務を果たさなければならない。

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。特に私立短期大学においては、建学の精神から成る独自性及び自主性に基づく特色とともに、人材の養成の成果が社会全体に影響を及ぼすことに鑑み、公共性の高いものでなければならない。

教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた教育目的・目標により定めた学習成果を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下、三つの方針という）を一体的に策定し、また、学習成果を実際に学生が獲得したかについて点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。査定（アセスメント）は三つの方針の関係を見直し整備するためのPDCAサイクルを含む系統的なものである。短期大学は、自己点検・評価活動に基づいた教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証が求められる。

A 建学の精神

短期大学は、学科・専攻課程の教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。また、地域・社会に貢献することが求められる。

基準 I -A-1 建学の精神を確立している。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。

- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

B 教育の効果

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。

短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。

教育の効果を高めるために短期大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。

基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II -A-6）

基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

C 内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、理事長、学長など、大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALOの任務を支援し、その体制を構築しなければならない。

自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善というPDCAサイクルを継続的に用いなければならない。

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

基準 I-C-2 教育の質を保証している。

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学習成果や卒業認定・学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果の獲得を保証していることを明確に示す。

卒業認定・学位授与の方針が、社会的・国際的に通用性が保証されるものであることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館又は学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果の獲得を向上させていることを明確に示す。

短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、建学の精神から成る教育目的・目標、学習成果及び三つの方針を学内外に明確に示し、その実践においては設定どおりの学習成果を獲得させなければならない。そのために、教育課程と学生支援は、学習成果の獲得に向けて、三つの方針に基づく質の高い教育プログラム、学生支援サービス及び他の学習資源の活用を促進しなければならない。

学習成果の質を保証するためには、自ら掲げる教育目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、学生が獲得した学習成果がそれらの結果として獲得されたものであることを証明しなければならない。

短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

学習成果には、単に教育課程の卒業要件の単位を充足することや資格を取得するという専門的なものだけでなく、幅広く深い教養及び総合的な判断力などの汎用的なものも含まれる。学生が獲得した学習成果を量的・質的データとして測定し、卒業認定・学位授与の方針を満たすものであることを証明することで教育の質保証を図らなければならない。

学習成果の査定には、卒業生の進路先における評価の聴取など、卒業後評価への取り組みも含まれる。

A 教育課程

短期大学は、卒業認定・学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その卒業認定・学位授与の方針は、卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果の獲得を保証し、社会的・国際的に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、短期大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。

短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮しなければならない。また、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした職業又は實際生活に必要な能力を育成するための職業教育を適切に行うことも求められる。

教育の効果は、学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。

基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

B 学生支援

短期大学は、積極的に資源配分を整備して学生の学習支援を図り、成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。

短期大学は、建学の精神と教育目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確にとらえ、それに対応した学習支援の環境を整えることである。

短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。

短期大学は、学生生活支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、短期大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。

短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源ととらえるべきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。

施設設備に関して短期大学が最も取り組むべきことは、安全性の確保である。法令等に規定される通常の施設設備はもとより、非常時の学生の安全の確保や、情報伝達的手段に重点を置いた物的資源や技術的資源の整備が重要である。

短期大学の財的資源には、学生生徒等納付金、公的補助金、寄付金、事業収益、資産運用収益、その他の外部資金の受入れなどがある。財的資源は、目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるものであり、支出に当たっては、所定の手続きと意思決定機関による決定が必要である。短期大学は、教育資源と財的資源の有効な活用に加えて、学校教育法や私立学校法、中央教育審議会の答申等を踏まえた項目や、大学教育に関係する諸団体の客観的・数量的指標等を参考に自ら経営分析し、経営の健全化を図るために教育研究の活性化や経営改善への取り組みを自己点検・評価に取り入れなければならない。

A 人的資源

短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行うとともに、三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門の人材として、たゆまぬ研鑽を積まなければならない。

そのために、短期大学は、組織的な FD・SD 活動を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足してい

る。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

B 物的資源

短期大学は、教育課程と学生支援の充実のために、短期大学設置基準に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

短期大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有し、その利用については目的・行動指針を定めるとともに、自己点検・評価を通じて活用しなければならない。

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営判断指標に基づき実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

- ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。

理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

短期大学が継続的に発展するためには、リーダーシップとガバナンスが極めて重要である。

リーダーシップは、短期大学の継続的な向上・充実を図るために、組織全体を動かす上で最も重要なことである。

ガバナンスは、理事長、学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。

短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を審議し、学長に意見を述べる機関として位置付けられている。学長は、短期大学の各々の規程に従い、教授会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。理事長と学長は、リーダーシップを発揮し、理事会と教授会の責任と役割を明確にし、相互に協力して運営に当たる必要がある。

経営環境が厳しくなる中で、各短期大学は自ら経営改革を図ると同時に経営倫理の見直しを図らなければならない。組織体を経営するに当たっての倫理、「経営倫理」とは経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスを取った組織経営を実践していくことであり、無責任な体質を脱却し、責任を明確にした経営システムを確立することである。経営倫理の確立を着実に推進し、定着させることが重要であり、理事長がその責任を果たすべきである。

短期大学は、学生の在学中に経営破たん陥ることがあってはならない。理事会は、その責任を十分に認識し、学習成果を焦点にした恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行い、万が一にも破たん状態に陥ると判断する場合には、速やかに学生の募集停止を行い、部門の廃止への準備を進めることも必要である。これら一切の経営に関する計画の見直し整備を図ることはもとより、必要な決断は、リーダーシップの重要な責務である。

短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に財務情報・事業計画を公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的な情報公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。

A 理事長のリーダーシップ

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

理事会は理事長の経営判断や執行を補佐する最高意思決定機関であり、経営の効率性・合理性

の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、理事長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ②理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

B 学長のリーダーシップ

学長は、建学の精神に基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の獲得の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項、その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行わなければならない。

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ①教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤教授会の議事録を整備している。
 - ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

C ガバナンス

ガバナンスは、理事長、学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実にに対して適切に発揮されていることを確認することである。

理事会の権限と責任が有効に機能しているかを確認する上で、監事と評議員会がその役割を担い、責任を果たす。

監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。

評議員会は、予算及び事業計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長を含め役員への諮問に応えなければならない。

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

公立短期大学の評価基準

公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

◆「建学の精神」は、「設置の目的・使命」に読み替える。

◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ D 財的資源

①公立大学法人の場合

基準Ⅲ-D-1 (1) ①は、「資金収支及び事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ②は、「事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ④は、「学校法人」を「公立大学法人」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ⑧は、「教育研究経費は経常収益の 20%程度を超えている」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) の⑩と⑪を削除する。

基準Ⅲ-D-1 (2) を削除する。

②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅲ-D-1」及び「基準Ⅲ-D-2」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 中・長期の事業計画に基づき毎年度予算が適切に立てられている。
- (2) 支出予算は適切に執行され、効率的に使われている。
- (3) 学内における予算配分状況及び手続きは適切である。
- (4) 収入支出決算の会計処理は地方自治法等に基づき適正に行われている。
- (5) 設置団体一般会計の一般財源に対する短期大学の経常費の割合は適切である。
- (6) 専任教員及び学生 1 人当たりの経常費は適切である。
- (7) 民間資金等外部資金の導入に努力している。
- (8) 授業料の額は適正である。また、収入は予定どおりである。

基準Ⅲ-D-2 財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設整備費）のバランスがとれている。
- (4) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ A 理事長のリーダーシップ

①公立大学法人の場合

「基準IV-A-1」を次のとおりとする。

基準IV-A-1 法令に基づき定められた定款に基づき公立大学法人の管理運営体制が確立している。

- (1) 理事長は、公立大学法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- (2) 経営審議機関、教育研究審議機関は適切に運営されている。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

②公立大学法人以外の場合

基準IVの「テーマA 理事長のリーダーシップ」を削除する。

◆基準IV リーダーシップとガバナンス：テーマC ガバナンス

①公立大学法人の場合

「基準IV-C-1」及び「基準IV-C-2」を次のとおりとし、「基準IV-C-3」を削除する。

基準IV-C-1 監事は定款の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、必要があると認めるときは理事長又は設立団体の長に意見を提出している。
- (3) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事長に提出している。

基準IV-C-2 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 公立大学法人及び短期大学は、中期目標・中期計画に基づいた毎年度の事業計画を適切に決定し、報告している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 財務諸表は、公立大学法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。
- (6) 監査法人の監査意見への対応は適切である。
- (7) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (8) 学校教育法施行規則、地方独立行政法人法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務状況を公開している。

②公立大学法人以外の場合

「基準IV-C-1」を次のとおりとし、「基準IV-C-2」及び「基準IV-C-3」を削除する。

基準IV-C-1 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 学長の選考は適切である。
- (2) 短期大学運営の意思決定は適切である。
- (3) 設置者との合意を図るシステムができています。
- (4) 外部の意見を取り入れる仕組みができています。
- (5) その他短期大学全体の管理運営体制と執行は適切である。また、今後の改善事項を確認している。
- (6) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

資料3 評価組織

理事会理事及び監事一覧

◎：理事長 ○：副理事長 ☆：監事

氏名	現職	氏名	現職
◎ 関口 修	郡山女子大学短期大学部／理事長・学長	坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長
○ 中野 正明	華頂短期大学／学長	佐久間 勝彦	千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
○ 原田 博史	岡山短期大学／理事長・学長	佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
秋山 元秀	滋賀短期大学／学長	清水 一彦	山梨県立大学／理事長・学長
麻生 隆史	山口短期大学／理事長・学長	ジョイス・津野田 幸子	ハワイ大学 コミュニティ・カレッジズ／名 誉総長
石井 茂	大阪成蹊短期大学／理事長・総長	滝川 嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長	田中 厚一	帯広大谷短期大学／学長
奥 明子	貞静学園短期大学／理事長・学長	松ヶ迫 和峰	一般財団法人短期大学基準協会／事務局長
川並 弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長	☆ 齋藤 力夫	齋藤総合税理士法人／会長税理士・公認会計 士
工藤 智規	東京電機大学／理事	☆ 谷本 榮子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長
小林 雅之	東京大学 大学総合教育研究センター／教 授	☆ 松岡 弘樹	東京交通短期大学／学長

(平成31年3月現在)

認証評価委員会委員一覧

◎：委員長 ○：副委員長

氏名	現職	氏名	現職
◎ 原田 博史	岡山短期大学／理事長・学長	清水 一彦	山梨県立大学／理事長・学長
○ 麻生 隆史	山口短期大学／理事長・学長	高木 明郎	国際短期大学／学長
安部 恵美子	長崎短期大学／学長	滝川 嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長
大野 博之	国際学院埼玉短期大学／理事長・学長	田久 昌次郎	いわき短期大学／学長
岡本 和夫	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構／ 顧問	谷本 榮子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長
沖 清豪	早稲田大学 文学学術院／教授	富永 和也	富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認 会計士・税理士
奥田 吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長	野澤 智	城西短期大学／教授
加藤 真一	金城大学短期大学部／理事長・学長	早田 幸政	中央大学／教授
川並 弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長	平野 幸治	上智大学短期大学部／教授
桐原 由美	聖セシリア女子短期大学／教授・教務課長	福井 洋子	大手前短期大学／学長
坂根 康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長	布施 千草	植草学園短期大学／学科長・教授
佐藤 善一	新渡戸文化高等学校 (元女子美術大学短期大学部)／校長	二木 寛夫	山口芸術短期大学／理事長
志賀 啓一	鹿児島女子短期大学／理事長	和賀 崇	岡山大学 全学教育・学生支援機構／准教授

(平成31年3月現在)

認証評価審査委員会委員一覧

◎：委員長 ○：副委員長

氏名	現職	氏名	現職
◎ 佐久間 勝彦	千葉経済大学短期大学部／理事長・学長	佐々木 公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
奥 明子	貞静学園短期大学／理事長・学長	田中 義郎	桜美林大学／常務理事・大学院教授
工藤 智規	東京電機大学／理事		

(平成 31 年 3 月現在)

資料4 評価員一覧（平成30年度）

（五十音順）

奥田 吾朗

坂根 康秀

田久 昌次郎

福井 洋子

川並 弘純

佐藤 善一

野澤 智

布施 千草

平成 30 年度認証評価結果

埼玉純真短期大学の概要

設置者 学校法人 純真学園
理事長 福田 庸之助
学 長 藤田 利久
A L O 小澤 和恵
開設年月日 昭和 58 年 4 月 1 日
所在地 埼玉県羽生市下岩瀬 430

<平成 30 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
こども学科		150
	合計	150

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

埼玉純真短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成31年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成29年7月10日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、学園訓「気品・知性・奉仕」であり、分かりやすく具体的に説明され、各教室への掲示、大学案内、ウェブサイト等で学内外に周知されている。自治体や教育機関と提携し、公開講座、教員の派遣等様々な取組みを行っている。学園訓を受け、教育目的及び三つの方針が制定され、学内外に表明されている。自己点検・評価の規程・組織を整備し、全教職員で毎年自己点検・評価報告書を作成し、公表している。教育の質を保証するため、学習成果の査定について、科目の特徴に沿った進度票、単位認定時に用いる達成票や「純真検定」など様々な取組みが行われている。なお、評価の過程で、学科の学習成果が不明瞭であり明示されていないという早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学のより一層の内部質保証への取組みが求められる。

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神に基づき定められており、社会的・国際的に通用性がある。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。シラバス、教育課程の見直しも定期的実施している。職業教育を実施しており、教養教育は職業人育成に必要な科目が開設されている。入学者受入れの方針は募集要項等に明示され、外部の意見を踏まえ点検している。科目の学習成果は到達目標として記載され、各科目の学習成果は試験やレポートにより測定可能であり、独自の「純真検定」も活用している。さらに、GPA分布、学位取得率等で把握し、教授会に報告・検討されている。また就職先訪問で作成した「就職園訪問報告書」等に基づき育てる人材像の点検が行われている。

科目担当教員はシラバスの成績評価基準により、学習成果の獲得状況の評価している。また学生による授業評価を学期ごとに受け改善に取り組んでいる。教育効果向上に向けて、授業内容に関する打ち合わせを非常勤教員も含め実施している。学生の履修及び卒業に至る指導はクラス担任とゼミ担任及び事務職員により行われている。幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得のための「実習マニュアル」を作成するほか、ウェブサイトにてQ&Aやピアノレッスンの動画を掲載するなど、学生の不安やピアノ実技の向上に対応している。専

任教員と事務担当者からなる進路支援委員会が就職の心構えや試験対策を行うほか、進路支援室を設置し、学生の就職及び編入学の相談、対策に応じている。

教員組織は短期大学設置基準を充足している。教員採用は、規則に基づき教育職員資格審査委員会を選考し、業績等はウェブサイトで公表している。教育研究活動の方針は、学長から「教員授業実施心得 10 章」で周知され、教員は教育課程編成・実施の方針に基づき「研究・教育等活動計画書」を作成し、年に一定数以上の成果を発表している。FD&SD 推進委員会規則を定め、授業・教育方法の改善、業務改善に取り組んでいる。事務組織の責任体制は明確である。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、運動場や体育館、図書館等を備えている。施設設備は、諸規程に従い維持管理を行っている。緊急連絡網を整備し、防災避難計画の下、定期的に防災避難訓練を実施している。就業規則や育児休業規程等の規則を整備している。学内 LAN の敷設・プロジェクター設置を行い、アクティブ・ラーニング教室を準備している。研究室にはコンピュータを整備し、会議資料等は共有フォルダから見ることができる。経常収支は学校法人全体では過去 2 年間、短期大学部門では過去 3 年間収入超過で、財務状況は健全に推移している。「中期計画・教育研究環境整備計画(修繕計画)」を作成している。財務状況等の経営情報は教職員に伝えられ、危機意識の共有を図っている。

理事長は学校法人を代表して全ての業務を総理し、運営全般において学校改革に取り組みリーダーシップを発揮している。理事会は学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。学長は、教職協働の考えのリーダーシップの下、「学生に還元できる研究を」というモットーにより教育研究活動の推進を行っている。「教員授業実施心得 10 章」を作成し、教育研究の向上・充実を図っている。監事は、業務及び財産の状況について監査し、公認会計士と意見交換をしている。また、私立学校法に従い毎会計年度、監査報告書を作成し理事会、評議員会に提出している。評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。教育情報、財務情報をウェブサイトに公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

○ 「羽生市と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書」や「行田市教育委員

会と埼玉純真短期大学との地域連携協力に関する協定書」により地方自治体と連携している。また複数の高等学校と「高大連携に関する協定書」を締結し、高大連携に積極的に取り組んでいる。さらに教職員が公開講座を行ったり、羽生市内の小中学校に教員を特別支援教育支援員として派遣している。これらの取組みは地域に根差した短期大学として地元から信頼を得ている。

[テーマ C 内部質保証]

- 高等学校長、市の教育長や地域教育行政関係者、地域住民代表者、同窓会長など様々なステークホルダーから構成される外部評価委員会を設置し、毎年自己点検・評価報告書を基に外部評価を受け、教授会等で結果を共有し、次年度の教育に生かしている。このように PDCA サイクルを用いて、短期大学の改善に意欲的に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 入学希望者及び入学者に対して様々な形態のガイダンス等を複数回用意し、それらをあらかじめ学事暦に組み込み年間を通して計画的に実施しており、入学者の不安解消や学習の動機付けに努めている。
- 様々な学校行事の後に全教職員から「振り返りアンケート」を提出させ、その結果を教授会で報告し、問題点を改善して次年度の実施計画を立案している。
- 自宅外通学者には短期大学が提携したアパートを斡旋し、入学後は毎月巡回訪問を行い、その情報を学内で共有するほか、教職員と自宅外の学生と一緒に食事をとる懇親会を行い、学生の不安解消を図っている。
- ウェブサイトに教育実習・保育所実習に関する Q&A を掲載し、学外からいつでも利用できる便宜を図っている。またピアノレッスンも教員のアドバイス付き模範演奏を動画で配信している。ウェブサイトを活用した学生の不安解消や学習促進の取組みは学内での限られた授業時間を補填するものとして機能している。
- さいたま水族館で定期的に手遊びやパネルシアターなどを行う「スマイル幼稚園」の活動のほか、様々なボランティア活動に多くの学生が参加できる支援体制ができています。地域におけるボランティア活動を継続して行うことは地域貢献であるとともに、短期大学の特徴を生かした取組みである。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 学長、各部長・委員長及び各事務部署代表による毎朝のブリーフィング(運営委員会)、相互授業参観、業務改善報告、「FD・SD 報告書」の発行などを行っている。教職協働が求められている現在、教育や管理に関する情報を共有することにより、全教職員で迅速、スムーズに対処することにつながっている。
- 学園訓を踏まえた「教員授業実施心得 10 章」を教職員に配布し教育研究活動の方針を示し、教員は「研究・教育等活動計画書」を作成し、年に一定数の研究成果を発表するなど、教育研究活動の充実に努めている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 学校法人は毎会計年度終了後 2 か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書、監査報告書を各事務所に備え置き、閲覧に供することを必要とするため、福岡県の法人本部だけでなく当該短期大学にも備えることが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果]

基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程]

- 基準Ⅰ及び基準Ⅱにおいて、建学の精神、教育目的を踏まえた学科の学習成果が明確に定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれたい。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、学園訓「気品・知性・奉仕」として、定められている。これらの学園訓は、公共性を有し、かつ、それぞれ具体的に分かりやすく学生たちに示されている。また、学園訓は、各教室への掲示、大学案内、シラバス及びウェブサイトで学内外に周知されている。全教職員が出席する拡大教授会での三つの方針の点検や外部評価委員会等でも話し合いが行われ学園訓を定期的に見直し、共有している。

乳幼児から小学生、中学生、高校生も含め幅広い対象に向けた公開講座、教員の派遣、特別公演等様々な事業を展開している。特に、発達障がいに対する福祉関係の事業は、活発である。地元自治体との地域連携会議や教育委員会との協定も結んでいる。教員は、地域の高等学校での授業、小学校や中学校に巡回支援を行っている。

学則第 1 条に教育目的は示され、ウェブサイト、学生便覧を通して学内外に表明され、年 1 回の外部評価委員との意見交換を通して、定期的に点検をしている。

科目の学習成果は明示されているが、学科の学習成果が明確に定められていなかった点については、その後、機関別評価結果の判定までに対処し、改善されていることを確認した。

三つの方針が一体的に定められ、それぞれがウェブサイト、シラバス、大学案内等に掲載され学内外に表明されている。

自己点検・評価のための規程・組織を整備し、全教職員で毎年自己点検・評価を行い、毎年自己点検・評価報告書を作成・公表している。また、高等学校の校長をはじめ地元の有識者を含めた外部評価委員会を毎年開催し、自己点検・評価報告書を基に意見交換を行い、改善に努めている。また、他短期大学との相互評価にも継続的に取り組んでいる。そして、教育の質を保証するため、学習成果の査定について、科目の特徴に沿った進度票、単位認定時に用いる達成票や独自の「純真検定」など様々な取組みが行われている。学生の授業評価アンケートや教員間の相互授業参観を通して、教員は学生の理解度を認識するとともに教育力の改善を行っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は建学の精神である学園訓に基づき定められており、社会

的・国際的に通用性があり、教務委員会で毎年点検されている。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、こども学科での教育を効果的に実施するための方針が定められている。シラバスには必要な項目が明示され、教育課程の見直しも定期的に行っている。

幼稚園教諭二種免許状・保育士資格に対応した教育課程で、職業教育を実施しており、教養教育科目は保育者という職業人育成に必要な科目を中心に開設し、専門教育科目につながる基礎を養うという意向が十分うかがえる。

入学者受入れの方針は募集要項をはじめ、大学案内、ウェブサイトにも明示されている。入学者受入れの方針の点検は外部評価委員会や高校訪問時の聞き取りを基に行われている。

科目の学習成果は到達目標として定められているが、学科の学習成果が明確に定められていなかった点については、その後、機関別評価結果の判定までに対処し、改善されていることを確認した。各科目の学習成果は試験やレポートにより測定可能であり、独自の「純真検定」も活用している。さらに、GPA 分布、学位取得率、資格取得率等で把握し、教授会に報告され検討されている。また卒業生の就職先訪問で作成した「就職園訪問報告書」と当該短期大学内で行われる合同就職説明会の際のアンケートに基づき育てる人材像の点検が行われている。

授業科目担当者はシラバスに示した成績評価基準により学生の学習成果の評価を行っている。また授業評価を学期ごとに受け授業改善に取り組んでいるほか、新年度開始前の時期には授業内容に関する打ち合わせ会を非常勤教員も含め実施し、教育の効果の向上に努めている。学生の履修及び卒業に至る指導はクラス担任とゼミ担任及び事務職員の教務係の連携により行われている。

入学希望者及び入学者に対して様々な形態のガイダンス等を準備し、計画的に実施しており、入学者の不安解消や学習の動機付けに努めている。また自宅外通学者には巡回訪問や懇親会を開くなど安心して学生生活を送ることができるよう配慮している。

ボランティア活動を支援する体制を作り、多くの学生がボランティア活動をしている。

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格取得に必修となる実習に関し「実習マニュアル」を作成しテキストとして使用するほか、ウェブサイトにも実習に関する Q&A やピアノレッスンの動画を掲載するなど、学生の不安やピアノ実技の向上に対応している。専任教員と事務担当者からなる進路支援委員会が中心となり、就職の心構えや試験対策を行うほか、進路支援室を設置し、個々の学生の就職や編入学の相談に応じている。また希望者には公務員試験対策講座や適性検査の対策も実施している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を充足している。専任教員の職位は、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に照らし合わせて定め、短期大学設置基準を満たしている。教員の採用・昇任は、就業規則・教育職員選考規則に基づき教育職員資格審査委員会で選考し、その業績等はウェブサイトでも公表している。

教員の教育研究活動は年度当初に学長より「教員授業実施心得 10 章」等で方針周知を行い、教員は年度当初「研究・教育等活動計画書」を作成し、年に一定数以上の研究成果

をあげ、「埼玉純真短期大学研究論文集」等に発表している。研究倫理遵守のための研究倫理指針、研究倫理委員会規則を定めている。

FD・SD活動に関わるFD&SD推進委員会規則を定め、FD・SD研修会を実施し、授業実践発表、業務改善報告などを行い、教育活動及び職務能力の向上に努めている。また、毎日ブリーフィングを行うなど、教職員が協働し授業・教育方法の改善・業務改善等に日常的に取り組んでいる。

法人本部が遠隔地にあるため、密接に連絡を取りながらも、独自の短期大学運営を行っている。事務組織の責任体制は明確であり、職員が公開講座講師を務めるなど専門的職能と適性を発揮できる環境を整えている。

教職員の就業管理は、就業規則、期限付職員勤務規程、育児休業規程などを整備し、適正に実施している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、運動場や体育館、図書館等を備えている。大講義室、小児栄養実習室、リズム音楽室、ピアノ個人レッスン室、パソコン教室などを整備している。図書館は、授業に必要な参考図書、AV資料、学術雑誌等を備え、図書選定・廃棄システムを整えている。

施設設備の維持管理規程は、学校法人で統一整備し、規程に従い維持管理を行っている。防災対策については、緊急連絡網を整備し、防災避難計画の下、定期的に防災避難訓練を実施している。地震・防犯対策等は、「危機管理マニュアル」を作成し、学生には大地震対応マニュアルを配布している。

教員研究室にはコンピュータを整備し、会議資料等はパソコン上の共有フォルダで管理するなどペーパーレス化・効率化を図っている。学生が自由に使用できるICT環境や、アクティブ・ラーニング教室を整備している。

経常収支は学校法人全体では過去2年間、短期大学部門では過去3年間収入超過で、財務状況は健全に推移している。教育研究経費比率は適切であり、教育研究の向上・充実に努めている。

学校法人の年度事業計画と予算は、関係部署の意見を集約し適切な時期に決定している。また年度予算は適正に執行し、資産管理・運用は適切な会計処理に基づき安全かつ適正に管理している。日常の出納業務は、規程に定められた決裁手続きに基づき法人事務局財務課経理係が処理し、定期的に経理責任者及び理事長に報告している。

財務状況等の経営情報は教授会を通して教職員に伝えられ、危機意識の共有を図っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学校法人を代表して全ての業務を総理し、運営全般において学校改革に取り組みリーダーシップを発揮している。また、「気品・知性・奉仕の精神を備えた者こそが新しい日本の基盤になる」という学園祖の建学の精神及び教育理念を継承して、教育目標を理解し学校法人の発展に寄与している。理事会は学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は遠隔地に居る理事長と密接に連携をとりながら、教学運営の最高責任者として教

授会の意見を集約し最終判断を行い、リーダーシップをもって職務に当たっている。また、「学生に還元できる研究を」というモットーにより積極的に教育研究活動の推進を行っている。学長は「教員授業実施心得 10 章」を作成し教職員に配布して短期大学における教育研究の向上・充実を図っている。さらに毎朝、学長、各部長、委員長及び各事務部署代表による密接な情報交換を行うことにより、情報の共有化とともに早急な対応をすることができている。

監事は寄附行為に基づき、学校法人の業務・財務の状況について監査を行い、5 月には財産の状況について監査をした上で公認会計士との意見交換を行っている。また、私立学校法に従い監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会、評議員会で報告がなされている。評議員会は理事定数の 2 倍を超える人数の評議員をもって構成され、理事長を含め役員の諮問機関としての運営がなされている。

教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、財務情報などをウェブサイト公表・公開している。また、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書、監査報告書は法人事務局総務課に備えられている。しかし法人事務局は福岡県に設置されているため当該短期大学にもこれらを備えることが望まれる。

愛知医療学院短期大学の概要

設置者	学校法人 佑愛学園
理事長	丹羽 治一
学 長	舟橋 啓臣
A L O	小川 由美子
開設年月日	平成 20 年 4 月 1 日
所在地	愛知県清須市一場 519

<平成 30 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40
リハビリテーション学科	作業療法学専攻	40
	合計	80

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	リハビリテーション科学専攻	20
	合計	20

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

愛知医療学院短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 31 年 3 月 8 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 29 年 7 月 3 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「佛心尽障」は、「知恵と慈しみの心を持って障がいや有する人々の心身を広く支える」ことを表し、ウェブサイト等で公表され、教授会や教職員連絡会議において確認し共有されている。また、毎年の創立記念式典において、理事長、学長から学生、全教職員に対して沿革や建学の精神、教育理念等についての説明がなされている。

学習成果は、医療人になるための専門的知識の習得とともに、社会人として通用するような人間性やコミュニケーション能力を養うことを骨子とする教育目的・目標に基づき、六つの項目に定めている。三つの方針は、関連付けて一体的に定められている。

自己点検・評価会議規程に基づいて自己点検・評価会議が設置されている。四つの協議会と協議会の下に関連する委員会が配置され、協議会が各委員会を取りまとめ、それぞれの協議会の議論の結果を自己点検・評価会議で自己点検・評価報告書として取りまとめ公表している。IR 室による学習成果獲得情報の一元収集・分析を含めて教育の向上・充実のために PDCA サイクルが活用されている。

卒業認定・学位授与の方針は、医療人として医療・福祉の現場に就労するための専門知識と社会人として必要な知識の獲得を定めている。卒業認定・学位授与の方針は定期的に点検されている。教育課程編成・実施の方針は、カリキュラム・マップにより授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連性が示されている。シラバスには、学生が主体的に予習・復習ができるよう、授業計画が記載されており、授業科目ごとに課題や小テストを行うなど工夫が図られている。教養基礎科目は、四つの区分で編成され、必修及び選択の科目が配置されている。入学者受入れの方針は学習成果に対応して定められている。「学力の 3 要素」を高等学校調査書、科目試験、面接試験により総合的に評価し、入学者が選抜されている。なお、評価の過程で、理学療法学専攻と作業療法学専攻の学習成果及び三つの方針が共通のものとなっており、専攻課程ごとに定められていないという早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、当該短期大学のより一層の内部質保証への取り組みが求められる。学習成果の獲得状況は、“functional GPA”を活用して測定している。学生の卒業後の評価を就職先から聴取し、そ

の結果を教育課程再編の検討に活用することとしている。

学生の履修から卒業に至るまでの指導は、主に学習アドバイザーが行っているが、授業教科担当教員、各種担当教員が連携して多面的に支援している。事務職員は、学生の学習成果の獲得に向けて教員とともに努力している。学内管理システムにより全教職員が学生一人ひとりの情報を閲覧できるようになり、学習成果の獲得状況を把握した上で必要な支援をしている。非常勤教員を含めた全教員がオフィスアワーを設定し、学生が相談しやすいようにしている。就職支援のために就職指導室を設け、就職活動に対する支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備されている。専任教員の教育研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づいて行われ、その活動成果はウェブサイト上に公開されている。事務組織は、事務職員の能力や適性を考慮して配置されている。事務職員は、各種委員会に委員として出席し、職員の立場から意見を述べ、教育活動に反映させている。FD・SD活動は、規程に基づいて適切に行われている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。運動場、体育館を有し、清須市との官学連携協定に基づき市立小学校、中学校の運動場や市内の体育館も利用している。平成29年に新設されたラーニング・コモンズや学生ホールは、活発に活用されている。講義室、演習室、実験・実習室は、適切に整えられている。

技術的資源、その他の教育資源は整備されている。実習や研究で使用する各種機器の特性、取扱い方法などが適宜説明されている。教育研究に必要な物品・機器の定期的な保守点検等は、法人本部により管理されている。ICT整備委員会により、ICTの整備に関して新しい情報技術に関する情報収集や教職員への紹介が行われている。

日常的な出納業務は、学校法人会計基準及び学校法人佑愛学園経理規程に基づき適切に会計処理がなされている。経常収支は、短期大学部門、学校法人全体ともに過去3年間収入超過である。

理事長は、創立時から理事として学校法人と関わり、建学の精神の趣旨を受け継ぎ、学校法人の発展に寄与している。また、学校法人の代表として、学校法人、短期大学や収益事業の全ての業務を総理している。理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、短期大学を代表している。自身で直接現場を掌握し、業務を遂行している。学長は建学の精神にのっとり教育研究を推進するだけでなく、自ら授業を担当し、専門知識の教授に留まらず、社会人としての自覚やルールを折に触れて学生に話している。教職員とは教育理念を共有し、その実現のために様々な取組みを実践し、自ら全ての運営に関わることで現状を理解し、課題を整理し、改革に努めている。

監事は、寄附行為に基づき理事会、評議員会に出席し、監事の観点から意見を述べるとともに、その意思決定を確認している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって構成されている。

教育情報及び財務情報は、ウェブサイトで公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 初年次教育強化のための対策、IR を活用した中途退学者の原因分析等、教育の質保証に向けた改革を行っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学生による授業評価アンケートを実施し、アンケートの結果を基に授業科目ごとに授業評価レポートとしてまとめ、ウェブサイトで公表し、教育内容の改善に取り組んでいる。
- 臨床実習後に開催される臨床実習指導者会議で当該短期大学の教育方針を説明し、臨床実習指導者からの意見や学生の状況などを把握するとともに、議事録を全臨床実習施設に送付し情報を共有している。
- “functional GPA” 制度の導入に当たっては、到達目標の明確化、多面的・総合的な成績評価基準の作成、授業科目間の難易度におけるバランスの是正等について教職員で共有するとともに、導入委員会を立ち上げて当該短期大学に適した形態のものを考案し実施している。

[テーマ B 学生支援]

- 学内にゆうあいリハビリクリニック・ゆうあいダイケアセンターを開設し、施設の理学療法士・作業療法士は患者に対応するほか、学生の臨床実習前の実習施設として教育・支援を行っている。
- 入学予定者を対象とする入学前教育として、「スクーリング」(3日間)、「プレースメントテスト」と「入学前ガイダンス」(5日間)を実施し、円滑な学生生活を送れるように配慮している。
- 国家試験対策として学生が「国家試験対策学習成果自己評価シート」に、先週の振り返りと今週の目標などを記述し提出している。学習アドバイザーが内容を確認し、コメントを返したり面談を行ったりして学習支援を行っている。
- 学生カルテに代わり、学内管理システムが導入されたことにより、所属部署で管理す

る各データを入力することで、全教職員が学生一人ひとりの情報を閲覧できるようになり、学習成果の獲得状況を把握した上で必要な支援を行っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長はリーダーシップを発揮し、「中途退学防止に向けてのプレースメントテスト及び入学前教育の有効性」、「中途退学者と奨学金受給との関連」など、自校の課題を研究的に解明し、改善を図っている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの一部において、成績評価に欠席による減点を明示している科目があるので改善が望まれる。
- 1年次の履修科目において、再試験で不合格となった科目について学年末に実施する特別試験の規定はあるが、実施回数の定めはなく、複数回の実施が行われているので改善が望まれる。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 火災・地震対策に関しては、ヘルメットの数や備蓄品などが不足しているので改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 理学療法学専攻と作業療法学専攻の学習成果及び三つの方針が共通のものとなっており、専攻課程ごとに定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「佛心尽障」は、「知恵と慈しみの心を持って障がいをもつ人々の心身を広く支える」ことを表し、ウェブサイト等で公表され、教授会や教職員連絡会議において確認し共有されている。また、毎年の創立記念式典において、理事長、学長から学生、全教職員に対して沿革や建学の精神、教育理念等についての説明がなされている。清須市と官学連携協定を結び、「清須市一次予防事業対象筋力維持向上事業 らく楽運動教室」や「介護予防普及啓発活動 清須市民げんき大学」等を通して、地域・社会に貢献しており、運動実技の指導には授業の一環として学生も参加し実践教育を行っている。

建学の精神に基づき学科・専攻課程の教育目的・目標が定められ、ウェブサイト等を通して公表されている。教育目的・目標に基づいた教育を実践し、卒業生が社会の要請に応えているか、卒業生を採用した施設等にアンケートを取り、確認している。学習成果は、医療人になるための専門的知識の習得とともに、社会人として通用するような人間性やコミュニケーション能力を養うことを骨子とする教育目的・目標に基づき、六つの項目に定めている。三つの方針は、関連付けて一体的に定められ、教育課程編成・実施の方針は教務委員会において、入学者受入れの方針は学長・副学長会議で議論されている。

自己点検・評価会議規程に基づいて自己点検・評価会議が設置されている。学長・副学長会議とともに四つの協議会と協議会の下に関連する委員会が配置され、協議会が各委員会を取りまとめ、それぞれの協議会の議論の結果を自己点検・評価会議で自己点検・評価報告書として取りまとめ公表している。自己点検・評価の成果は、“functional GPA”制度、ルーブリック評価、プレースメントテスト、入学前スクール等の導入や、清須市と官学連携協定等に反映されている。“functional GPA”の活用等、学習成果を焦点とする査定の手法を有している。IR室による学習成果獲得情報の一元収集・分析を含めて教育の向上・充実のためにPDCAサイクルが活用されている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、医療人として医療・福祉の現場に就労するための専門知識と社会人として必要な知識の獲得を定めている。卒業認定・学位授与の方針は定期的に点検されている。教育課程編成・実施の方針は、カリキュラム・マップにより授業科目と卒業認

定・学位授与の方針との関連性が示されている。シラバスには、学生が主体的に予習・復習ができるよう、授業計画が記載されており、授業科目ごとに課題や小テストを行うなど工夫が図られているが、成績評価に欠席による減点を明示している科目があるので改善が望まれる。また、1年次の履修科目において、再試験で不合格となった科目について学年末に実施する特別試験の規定はあるが、実施回数の定めはなく、複数回の実施が行われているので改善が望まれる。教育課程は、教務委員会を中心に見直し、確認がなされている。

教養基礎科目は、四つの区分で編成され、必修で4科目、選択で11科目が配置されている。学科の特性上、専任教員のほとんどが職業教育に直結した専門職であり、教養基礎科目の多くが非常勤教員に委ねられている。理学療法学専攻、作業療法学専攻ともに国家資格が取得でき、卒業後、医療機関・福祉施設に就職することが可能であるため、職業との接続を図る職業教育の実施体制は明確である。

入学者受入れの方針は学習成果に対応して定められている。「学力の3要素」を高等学校調査書、科目試験、面接試験により総合的に評価し、入学者が選抜されている。

学生が習得すべき学力、資質を学習成果として六つの項目に定めることにより具体化されている。学習成果の獲得状況は、“functional GPA”等を活用して測定している。学生の卒業後の評価を就職先から聴取している。その結果、コミュニケーションが苦手な学生が増えていること等が分かり、教育課程再編の検討に活用することとしている。なお、理学療法学専攻と作業療法学専攻の学習成果及び三つの方針が共通のものとなっており、専攻課程ごとに定められていなかった点については、その後、機関別評価結果の判定までに対処し、改善されていることを確認した。

学生の履修から卒業に至るまでの指導は、主に学習アドバイザーが行っているが、授業教科担当教員、各種担当教員が連携して多面的に支援している。事務職員は、学生の学習成果の獲得に向けて教員とともに努力している。学生カルテに代わり導入された学内管理システムにより全教職員が学生一人ひとりの情報を閲覧できるようになり、学習成果の獲得状況を把握した上で必要な支援を行える体制が整えられている。

入学手続者に対し、入学前にスクーリング、プレースメントテスト並びに入学前ガイダンスを行うことにより、入学後の学習をスムーズにしている。学生生活支援委員が中心になって学生生活全般の満足度を調査し、課題解決を図っている。非常勤教員を含めた全教員がオフィスアワーを設定し、学生が相談しやすい体制を整備している。就職支援のために就職指導室を設け就職活動に対する支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づいて整備されている。専任教員の採用・昇任などの手続きは、愛知医療学院短期大学教員選考規程、教員資格審査基準等に基づいて行われ、理事会の議決を経て理事長が任命している。専任教員の教育研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づいて行われ、その活動成果はウェブサイト上に公開されている。事務組織は、学校法人佑愛学園組織規程、佑愛学園事務分掌規程により組織され、事務職員の能力や適性を考慮して配置されている。防災対策は、非常時の備蓄量の不足の問題はあるが、対応されている。情報セキュリティに関しては、ポ

リシーやガイドラインが策定されていないため、対応が望まれる。事務職員は、学習成果の獲得を向上させるため、各種委員会に委員として出席し、職員の立場から意見を述べ教育活動に反映させている。FD・SD活動は、規程に基づいて適切に行われている。学校法人佑愛学園就業規則、嘱託員設置規程、パートタイム職員就業規則により、就業は適切に管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。運動場、体育館を有し、清須市との官学連携協定に基づき市立小学校、中学校の運動場や市内の体育館も利用している。平成29年に新棟が建設され、2階にラーニング・コモンズが、1階に学生ホールが設置され、活発に活用されている。講義室、演習室、実験・実習室は、適切に整えられている。

技術的資源、その他の教育資源は整備されている。実習や研究で使用する各種機器の特性、取扱い方法などが適宜説明されている。教育研究に必要な物品・機器の定期的な保守点検等は、法人本部により管理されている。学内LANは整備され、学内に設置されたパソコンからインターネットに接続することが可能である。ICT整備委員会により、ICTの整備に関して新しい情報技術に関する情報収集や教職員への紹介が行われている。

日常的な出納業務は、学校法人会計基準及び学校法人佑愛学園経理規程に基づき適切に会計処理がなされている。経常収支は、短期大学部門、学校法人全体ともに過去3年間収入超過である。資金運用規程を整備しており、リスクの伴う金融商品による運用は行われていない。大規模な設備投資に伴い寄付金を募集したが、目的が明示され、その経理処理も的確になされている。平成26年度から30年度にかけて学校法人佑愛学園中期計画を実行している。経営情報の公開は、学内へは教職員連絡会議で理事である法人本部長から、学生・保護者には毎年発行される後援会会報に掲載し、周知している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、創立時から理事として学校法人と関わり、建学の精神の趣旨を受け継ぎ、学校法人の発展に寄与している。また、学校法人の代表として、学校法人、短期大学や収益事業の全ての業務を総理している。理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、短期大学を代表している。医師・研究者として、また県立病院院長として地域基幹病院の発展と充実に努めたキャリアを生かし、自身で直接現場を掌握し、業務を遂行している。学長は建学の精神にのっとりた教育研究を推進するだけでなく、自ら授業を担当し、専門知識の教授に留まらず、社会人としての自覚やルールを折に触れて学生に話している。教職員とは教育理念を共有し、その実現のために様々な取組みを実践し、自ら全ての運営に関わることで現状を理解し、運営している。2名の副学長を構成員とする学長・副学長会議を通して大学運営の方針を決定し、速やかな意思決定を図っている。学長は、学則等に基づき教授会を開催し、定める事項についての審議や大学運営に必要な情報を共有するなど適切に運営している。

監事は、寄附行為に基づき理事会、評議員会に出席し、監事の観点から意見を述べるとともに、その意思決定を確認している。また、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会

に提出している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって構成されている。

教育情報及び財務情報は、ウェブサイトのトップページの情報公開のバナーから閲覧可能になっている。

宇都宮文星短期大学の概要

設置者	学校法人 宇都宮学園
理事長	上野 憲示
学 長	上野 孝子
A L O	大津 智仁
開設年月日	平成元年 4 月 1 日
所在地	栃木県宇都宮市上戸祭 4-8-15

<平成 30 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
地域総合文化学科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

評価結果

宇都宮文星短期大学は、平成 27 年度の評価において、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で適格と認定した。今回、この問題が改善され、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

1. 評価結果の事由

平成 27 年度の本協会の第三者評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で、改善状況の報告を求めることとした。

今回、平成 30 年 6 月 29 日付で当該短期大学から提出された改善報告書により、問題点が改善されていることを確認した。今後も当該短期大学が継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と向上・充実に努めることを期待する。

2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、学校法人全体及び短期大学部門で 3 か年連続支出超過が続いていることから、改善計画を着実に実行に移すと同時に、財務構成の構造的欠陥を取り除く経営改善案を作成するよう指摘した。その後、学生・生徒受入計画、教職員数計画、人件費及び管理経費等の削減の計画を立て、その改善計画の履行状況の報告があった。

その結果、学校法人全体及び短期大学部門の財務の状況は、平成 29 年度においても支出超過の状態が続いているが、経常収支差額は縮小傾向にある。また、経営改善計画に基づいて人件費の抑制及び管理経費の削減に取り組み、学校法人と短期大学の財務体質改善について継続的に努力している。

以上のことから、経営改善計画が適正に策定されていると判断するが、改善状況は計画より遅れており、更なる努力が必要である。今後とも経営改善計画の履行に努め、財務体質についてより一層の改善を図ることが期待される。

プール学院短期大学の概要

設置者	学校法人 プール学院
理事長	杉山 修一
学 長	作野 理恵
A L O	西尾 宣明
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	大阪府堺市南区槇塚台 4-5-1

<平成 30 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
秘書科		80
幼児教育保育学科		90
	合計	170

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

評価結果

プール学院短期大学は、平成 27 年度の評価において、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で適格と認定した。今回、この問題が改善され、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

1. 評価結果の事由

平成 27 年度の本協会の第三者評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で、改善状況の報告を求めたこととした。

今回、平成 30 年 6 月 26 日付で当該短期大学から提出された改善報告書により、問題点が改善されていることを確認した。今後も当該短期大学が継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と向上・充実に努めることを期待する。

2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、学校法人全体及び短期大学部門で 3 か年連続支出超過が続いていることから、改善計画に従い、財務の改善を図るよう指摘した。その後、学生募集対策、外部資金の獲得・寄付の充実・遊休資産処分等計画、人事政策と人件費及び経費削減などの計画を立て、その改善計画の履行状況の報告があった。

その結果、短期大学部門は入学定員の変更を行い、入学定員充足率及び収容定員充足率ともに改善され、また、平成 27 年度及び平成 28 年度の経常収支が収入超過となった。学校法人全体も経営改善計画を着実に実行し、平成 29 年度には収入超過に転じ、外部負債の返済も進んでいる。

以上のことから、経営改善計画に基づいて財務の改善が図られていると判断した。なお、平成 30 年度から設置する大学を他の学校法人に設置者変更し、短期大学は平成 32(2020)年度学生募集の停止を決定している。

西日本短期大学の概要

設置者	学校法人 西日本短期大学
理事長	溝口 虎彦
学 長	溝口 虎彦
A L O	横溝 秀樹
開設年月日	昭和 32 年 4 月 1 日
所在地	福岡県福岡市中央区福浜 1-3-1

<平成 30 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
ビジネス法学科		70
緑地環境学科		70
社会福祉学科		60
保育学科		100
健康スポーツコミュニケーション学科		40
メディア・プロモーション学科		40
	合計	380

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

評価結果

西日本短期大学は、平成 27 年度の評価において、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で適格と認定した。今回、この問題が改善され、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

1. 評価結果の事由

平成 27 年度の本協会の第三者評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で、改善状況の報告を求めることとした。

今回、平成 30 年 6 月 26 日付で当該短期大学から提出された改善報告書により、問題点が改善されていることを確認した。今後も当該短期大学が継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と向上・充実に努めることを期待する。

2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、学校法人全体及び短期大学部門で 3 か年連続支出超過が続いていることから、改善計画に従い、財務の改善を図るよう指摘した。その後、学生募集対策、経費の抑制策などの計画を立て、その改善計画の履行状況の報告があった。

その結果、学校法人全体及び短期大学部門の財務の状況は、平成 29 年度においても支出超過の状態が続いているが、経常収支差額は縮小傾向にある。また、経営改善計画に基づいて入学定員の充足、人件費の抑制ならびに経費の削減に取り組み、学校法人と短期大学の財務体質改善について継続的に努力している。

以上のことから、経営改善計画が適正に策定されていると判断するが、改善状況は計画より遅れており、更なる努力が必要である。今後とも経営改善計画の履行に努め、財務体質についてより一層の改善を図ることが期待される。

あ

IR (Institutional Research)

短期大学の目標や実情等に応じて情報の公表や達成の状況の評価することをいいます。さらに、他短期大学の発信する情報を分析評価する機能も備えると、自短期大学の戦略を形成する基礎データを作成することが可能となります。また、短期大学のアセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等を整理する、PDCAによる改善を図るためのプロセスを構築することも容易となり、短期大学の管理運営に資するところは大きいものとなります。IRの充実に当たっては、情報の評価・分析を行うことができる専門的職員を育成することが期待されています。

アクティブ・ラーニング

一方的な知識伝達型講義を聞くという（受動的）学習から転換を図るという意味での、あらゆる能動的な学習のことをいいます。能動的な学習には、書く・話す・発表する等の活動への関与と、そこで生じる認知プロセスにより、認知的、論理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力が育成されます。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれますが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等を行うことも有効なアクティブ・ラーニングの方法です。

アセスメント・ポリシー

学習成果の査定（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針です。各短期大学は、アセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等による自己点検・評価と学習成果を向上・充実させるための改善を促すPDCAを含んだアセスメントを一定期間ごとに実施し、内部質保証を図ります。

eラーニング (e-learning)

学習活動の主たる場面でコンピュータやネットワークを活用した授業のことです。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピュータを利用した教材を利用できる点が特徴です。

インターンシップ

学生が在学中に、企業や官公庁などにおいて、自らの専攻や将来のキャリア（職業選択）に関連した就業体験を行うことをいいます。その内容は、職場見学や業務体験、企画立案まで幅広いものになっています。

AO (Admission Office) 入試

法令上の定義はなく、その具体的な内容は各大学の創意工夫に委ねられています。従来の一般入試選抜ではなく、入学希望者の様々な能力や関心・意欲、活動について面接等を行い、時間をかけて多面的に評価する選抜が多くの大学・短期大学で行われています。推薦入試選抜とは違い、誰でも一定の資格があれば出願できる、公募型の入試選抜であるという点も特徴です。

SD (Staff Development) 活動

短期大学の職員に必要な知識及び機能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるため

の組織的な取り組みを指します。

「職員」には、事務職員のほか、教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれます。なお、FD を包含する場合がありますが、ここでは FD と区別し、職員の職能開発活動に限定して用いています。

平成 29 年度から、短期大学設置基準の規定により、各短期大学にはその機会を設けること、その他必要な取り組みを行うことが求められています。

FD (Faculty Development) 活動

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取り組みを指します。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などをあげることができます。

各短期大学は短期大学設置基準の規定（第 11 条の 3）により平成 20 年度からその実施を求められています。単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員の職能開発の活動全般を指すものとして FD の語を用いる場合もあります。

オープンキャンパス

主に短期大学への入学を希望する者に対して、短期大学の施設を公開したり、教育内容や学生生活を紹介するイベントを行うなどして、短期大学への関心を高める活動です。

オフィス・アワー

授業内容や学生生活などに関し、学生の質問、相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間のことをいいます。多くは、シラバスの中で明示されます。

オリエンテーション

ガイダンス（学生指導）の一領域で、入学した時、あるいは新学年になった時、履修登録をする時などに行う指導、説明のための機会です。

か

ガイダンス (Guidance)

ガイダンスは案内や指導を意味します。学習の仕方、科目履修、学生生活、就職などの学生への周知や指導の際に行われます。

外部評価

自己点検・評価のように評価の主体が学内にあることに対し、評価主体が学外にある評価を意味します。外部評価機関を設置し学外者によって実施される評価や本協会が行う「認証評価」などもこれに相当します。

科学研究費補助金

我が国の学術研究を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究を進展させることを目的とする文部科学省の競争的な研究助成費です。

学科

短期大学では基本組織として、4年制大学では学部の下に置かれる組織として位置付けられます。短期大学の学科は、短期大学設置基準第3条において、「教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるもの」とされています。

学期（関連用語：セメスター制）

各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間で行うものとされ、これを基に1年を前期・後期、あるいは1学期、2学期、3学期のように区分します。

近年、多くの大学で導入されるようになったセメスター制は、授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度です。セメスター制は、1学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高めることができ、また、学年開始時期の異なる大学間における転入学を円滑に実施できるというメリットがあります。

学習成果（Student Learning Outcomes）

教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、実践できることの内容を表明したものです。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示されます。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものです（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まります。

学習ポートフォリオ

学生が、学習過程並びに各種の成果（例えば、学習目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集し、記録したものです。それらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図るという、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自律的な学習をより深化させることを目的としています。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用されます。

学生による授業評価・学生の授業評価

教育の質の向上のため、学生による授業評価を行い、その結果を基に教員が授業内容の改善に役立てることを目的に実施されているものです。各短期大学において実施方法や活用方法などは異なりますが、FD活動の一部として行われることもあります。

学則

短期大学の組織や教育課程、管理運営に関する事項などを定めた規則です。学則記載事項を変更する場合には、変更内容により認可の申請又は届出を文部科学大臣に対して行わなければなりません。

学長・副学長

大学・短期大学には学長を置くことが義務付けられています（学校教育法第 92 条第 1 項）。学長の職務は校務をつかさどり、所属職員を統督することです（学校教育法第 92 条第 3 項）。学長の資格としては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とされています（短期大学設置基準第 22 条の 2）。

また、大学・短期大学には、学長のほか、副学長を置くことも認められており（学校教育法第 92 条第 2 項）、その職務は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとされています（同法第 92 条第 4 項）。

学校法人

私立学校を設置する主体のことです。学校法人を設立しようとする場合は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類等、所定事項を定めた上で、文部科学省令で定める手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければならないとされています（私立学校法第 30 条）。

学校法人会計基準

文部科学省が定める省令です。私立学校振興助成法による補助を受ける学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならないとされています。平成 27 年度決算から、この財務計算に関する書類の様式が改正され、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」を作成することになっています。

学校法人の役員及び理事会

私立学校法によれば、学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上が置かれ、理事のうちの 1 人が寄附行為の規定に従い理事長になります（第 35 条）。

理事によって組織された理事会は、学校法人の業務を決する機関であり、また、理事の職務の執行を監督します。理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできません（同法第 36 条）。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します（同法第 37 条）。理事長は理事会を招集し、その議長を務め、議事の議決において可否同数のときには議決権を持ちます（同法第 36 条）。

監事については、その職務は、「学校法人の業務を監査すること」、「学校法人の財産の状況を監査すること」、「学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」などです（同法第 37 条）。したがって、監事は、理事会、評議員会に出席し、必要あると認められたときは意見を述べることが求められます。

科目等履修生（科目等履修生制度）

短期大学の正規の学生以外の者で、必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者（制度）を指します。正規の学生と同様、履修科目の成果として単位を取得することができるため、後に正規の学生となった場合に、取得した単位を学位取得のための卒業に必要な単位へ加算することも可能です。

カリキュラムマップ

学科の学習成果を獲得させるために編成した教育課程の科目が、科目ごとに、学習成果の中の何を獲得するのかを到達目標にあげ、教育課程と学習成果の獲得の関係を明確に図示したものをいいます。学習成果を獲得させる教育課程編成・実施の方針として、科目間の履修順次及び学習内容の関連性などが明らかになり、アセスメントには欠かせないものとなります。

監事

「学校法人の役員及び理事会」を参照。

機関別評価

学科や学問領域などを対象にする分野別評価に対して、短期大学という機関全体を対象に、教育・研究等の総合的な状況について行われる評価を機関別評価といいます。本協会の行う認証評価は、この機関別評価に当たります。

寄附行為

寄附行為という文言は、学校法人等を設立する行為自体とそれが諸目に記載された寄附行為書（法人の基本法）との二つの意義を有しています。私立学校を設置しようとするものは、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、所轄庁の認可を申請しなければなりません。

CAP（履修登録単位上限）制度

単位の過剰登録を防ぎ、単位の実質化を図るため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位数の上限を設ける制度です。短期大学設置基準第13条の2には、「短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」とされています。

キャリアセンター

「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる」（中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成11年）」）というキャリア教育の趣旨の下に、大学・短期大学にはキャリアセンターが設置されています。このキャリアセンターは、学生自身が自己の資質や能力を最大限に活用し、主体的にキャリアを形成していくことができるように、学生への支援やサービスを提供する施設です。センターでは、進路相談、企業・求人情報の照会、インターンシップ支援、国家試験取得支援等を行っています。

紀要（研究紀要）

短期大学などが所属教員の論文や研究活動などを公開するために出す出版物です。本協会は、短期大学における研究活動を評価する際、短期大学での教育活動の基礎に教員の研究が位置付けられているかどうかを重視し、紀要をそのための重要な資料とみなしています。

教育課程（カリキュラム）

教育目的を達成するために選ばれた教育内容をどのような順序で、どこまで教育するかを系列化させたものです。短期大学設置基準においても、教育課程の編成方針として同趣旨の内容が規定されています。

教育研究経費比率

教育研究経費は教育研究活動を維持・発展させるために不可欠なものであり、人件費や学生・生徒等を募集するために支出する経費などの管理経費を除いた教育研究のために支出した経費のことで、この教育研究経費が経常収入に占める割合を示したものが教育研究経費比率です。本協会の評価基準において、この比率が 20%程度を超えているかどうかを目安にしています。

教育目標

建学の精神や教育理念から導き出されたより実質的、具体的な教育の在り方を示したものです。

教員組織

短期大学は、教育研究上の目的を達成するために、学科の規模や授与する学位の分野に応じて、必要な教員を置かなければなりません（短期大学設置基準第 20 条）。その教員には、専任としての教授、准教授、講師、助教があります。そのほか、教育研究を補佐することを主たる職務とする助手も置くことができ、短期大学設置基準（第 20 条の 2 第 2 項）では、「演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる」と規定しています。また、同法の第 23 条から第 26 条によって、教授、准教授、講師、助教、助手の資格を定めています（教授、准教授、講師、助教については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」の項参照）。

教員免許状更新講習

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入されました。免許状に有効期限を付し、免許状の取得後もその時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新を図るための制度です。この制度により免許状の有効期限は 10 年間となりました。

また、更新の要件は、有効期間満了日（修了確認期限）の 2 年 2 か月から 2 か月前までの 2 年間に免許状更新講習（30 時間）を受講・修了することとされています。なお、施行前に授与された免許状を有している教員は、10 年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならないとされています。

教学

短期大学などの教育研究に関することやそれを扱う事務を広く意味します。意味する内容は短期大学によって若干異なりますが、教育課程の編成や授業に関する事、学生の成績に関する事などが含まれます。「教務」と表現されることもあります。

教授・准教授

学校教育法では、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び

実績を有する者」(第 92 条第 6 項)を教授とし、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者」(第 92 条第 7 項)を准教授としています。教授と准教授の職務は、いずれも「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことです(同法第 92 条第 6 項及び第 7 項)。短期大学における教授及び准教授の資格は、短期大学設置基準の第 23 条と第 24 条で規定されています。

教授会

学校教法第 93 条により、大学、短期大学が必ず設置しなければならない組織です。教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びにその他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができます。教授会の組織には、教授のみならず、准教授その他の職員を構成員に加えることもできます。

教職員

短期大学には、主に教育研究に従事する教員と事務を処理する職員がおり、この「教員」と「事務職員」を合わせてこのように表記しています。

教養教育

教養とは、特定の職業あるいは専門領域についての知識や技術と違い、それらの基礎となる一般的で共通の知識や技術、あるいは、特定の職業や専門領域にとらわれない豊かな人間性を涵養する幅広い知識と理解を指します。

教養教育は、学生に国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければなりません。ここでいう統合された知の基盤とは、専門分野にとらわれず共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養を指しています(中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像(平成 17 年)」より)。

大学や短期大学で提供する教養教育は、それゆえ最先端の研究に携わっている教員が最先端の知見をもとにその基礎を教えることによって効果的となります。最先端の研究や知見をもとに基礎を教える、教育機関としての大学・短期大学の存在意義であり、最大の価値でもあります。

経常収支

事業活動収支から臨時的な要因によって発生した特別収支を除いた収支で、経常的な事業活動による収支をいいます。また、経常収支差額は、経常収入から経常支出を引いた差額で、経常的な事業活動による収入と支出のバランスを表し、経常的な事業活動が安定的であるかどうかの目安となります。

建学の精神と教育理念

短期大学やそれを設置する学校法人の最も根本的な理念、方針を定めたものが建学の精神です。他方、教育理念は、建学の精神を反映した教育に関する精神的、抽象的な概念を指します。

兼任教員（非常勤教員／非常勤講師）

大学及び短期大学によって正規かつ継続的に雇用される専任教員に対して、正規に雇用されず、一定の期間を定めて授業等を担当する教員の呼称として「兼任教員」、あるいは「非常勤教員（非常勤講師）」という言葉が使われます。

公開講座

生涯学習の機会を広く提供するという趣旨の下に、短期大学が現在開設している公開講座は、主に正規在籍者でない一般人を対象とした、学外向けの講義等を指します。したがって、短期大学では、正規の教育課程ではなく、サービス活動として、地域からの要望や社会の要請などを考慮したテーマに関し一定時間の講義等を行っているのが現状です。

講師

学校教育法（第 92 条第 10 項）によれば、講師は「教授又は准教授に準ずる職務に従事する」となっています。また、講師の資格としては、教授又は准教授になることができる者、あるいは特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされています（短期大学設置基準第 25 条）。

高大連携

高等学校、大学それぞれの段階において育むべき「生きる力」、「確かな学力」が確実に育成されるようにするとともに、両者をつなぐものとして双方に極めて大きな影響を与える大学入学者選抜の段階において、これらの力を念頭に置いた評価が行われることが必要です。また、こうした教育目標を生徒・学生自身に自覚させ、学習への動機付けを行い、意欲を喚起することも必要です（中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成 26 年）」より）。

校地・校舎

学校教育法施行規則の第 1 条において、「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない」と規定しています。そして、その校地と校舎に関しては、短期大学設置基準（第 27 条）によって、「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空き地を有するものとする」とされています。また、運動場についても同設置基準（第 27 条の 2 第 1 項）は、「教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内またはその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設ける」よう定めています。

校舎に関しては、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障のないと認められる場合を除き、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも学長室、会議室、事務室、教室（講義室、演習室、実験室、実習室等）、研究室、図書館、保健室を備えなければなりません（短期大学設置基準第 28 条第 1 項）。そのほか、できる限り情報処理及び語学学習施設を整備し（短期大学設置基準第 28 条第 4 項）、さらに、原則として体育館を備え、できれば体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室や学生控室、寄宿舍、課外活動施設等を備えることになっています（短期大学設置基準第 28 条第 5 項）。

高等教育機関

学校教育法（第1条）で規定されている学校の種類は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校です。同法第83条では、「大学」の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」としています。また、同法第108条は、短期大学に言及し、その目的を「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」としています。

学校教育法の第1条に掲げられる学校以外の教育施設としては専修学校（同法第124条）、各種学校（同法第134条）があります。

以上のような学校及び教育施設のうち高等教育機関とみなされるのは、大学、短期大学、高等専門学校、そして専修学校の専門課程（高等学校を卒業した者及びこれに準ずる学力がある者に対して、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程）です。

CALL（Computer-Assisted Language Learning）教室

コンピュータを使用した語学学習のための装置を備えたもので、コンピュータを使用することで文字、音声、動画、静止画を活用した語学学習が可能となります。

また、主として音声教材を用いた語学学習のための LL（Language Laboratory）教室があります。

コンソーシアム

大学、短期大学など複数の機関が、連携して何らかの事業や教育研究活動などを展開するために組織する団体です。例えば、単位互換、産学連携、生涯学習事業、共同研究などを行います。

さ

査定（アセスメント）

「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組みをいい、短期大学が証拠を集め、「教育の質」を保証するための方法です。学生個人に対しては、テスト、レポート、観察記録などを行うことによって点検・評価する方法があり、組織的には、学生を対象にした調査、卒業生を対象にした調査、雇用者を対象にした調査、外部評価などによるものがあります。

査定（アセスメント）のサイクルのモデルとしては、①機関レベル／教育課程レベル／科目レベルなどで学生が身に付けて欲しいものを設定する、②教育の実施及び学習の評価、③学生がそれを身に付けたかどうか、データを収集し分析する、④その結果を査定し、次の行動計画を策定する。必要に応じて、改善点を検討し修正を加える。これを絶えず繰り返して、さらに質の向上を目指していくことが重要です。

学習成果及びその査定（アセスメント）には、機関レベル（短期大学ごと）、教育課程レベル（各学科・専攻課程ごと）、科目レベル（各教員・授業科目ごと）などの段階があります。

(a) 機関レベル

機関レベルでの学習成果の査定（アセスメント）は、機関全体が共同して行う計画によって行われます。短期大学には、社会的ニーズに対応し、かつ、国際的に通用性のある学習成果が求められます。そのため、短期大学の質保証システムは学習成果の査定に焦点を置かなければなりません。査定（アセスメント）は、短期大学が自ら設定した「どのような学習成果を獲得

させるのか」、「その学習成果はどのような短期大学士を養成するのか」について点検・評価し、加えて、学習成果を焦点とした質保証を図るための体制を築いているかを確認することです。

(b) 教育課程レベル

機関が定める学習成果に基づき、学科・専攻課程レベルでの学習成果を設定し、査定します。教育課程と学生支援が対象となり、学科（専攻）長、教員が科目レベルの査定結果を集約し、改善に向けてその見直しを行います。その中において、教育資源と財的資源の優先順位と配分を行います。教育課程レベルの査定は科目レベルの査定に関係し、かつ連動して機関としての学習成果の達成に寄与します。

(c) 科目レベル

教員は、機関が定める学習成果に基づき、授業を通じて獲得できる学習成果を設定し、学生がそれを獲得したかどうかを査定します。その結果、期待する学習成果を獲得させるための教授方法などの改善を図ります。

COC・COC+

文部科学省では、平成 25 年度から大学・短期大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める大学・短期大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての大学・短期大学等の機能強化を図ることを目的とした「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」を実施してきました。平成 27 年度からは、この事業を発展させて大学・短期大学等が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学・短期大学等の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施しています。

GPA（Grade Point Average）制度

授業科目ごとの成績評価に対して、GP（グレード・ポイント）を付し（たとえば、5 段階（A、B、C、D、E）の成績評価に対して、それぞれ 4、3、2、1、0 の GP）、この単位あたりの平均を出し、その一定水準を進級や卒業などの要件とする制度です。

事業活動収支

学生生徒等納付金、寄付金、経常費等補助金などの教育活動収入、受取利息・配当金などの教育活動外収入及び資産売却差額などの特別収入の合計である「事業活動収入」の額と、人件費、教育研究経費、管理経費などの教育活動支出、借入金等利息などの教育活動外支出及び資産処分差額などの特別支出の合計である「事業活動支出」の額とを対比させ、その均衡の状況を「事業活動収支」といい、学校法人の経営状況を明らかにするものです。

自己点検・評価

短期大学及びその教育研究組織である学科、専攻科などが自らの活動を点検し、自ら評価することです。学校教育法において「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況につ

いて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」(学校教育法第 109 条第 1 項)と定められています。

司書

図書館法第 4 条にあるように、図書館の専門的事務に従事する職員です。また、司書の職務を助ける司書補という職も図書館法で定められています。司書・司書補になるための資格は司書講習を受講するほか、大学や短期大学において司書資格に必要な科目を履修すれば、卒業を待つて取得することができます。

就業規則

労働基準法第 89 条により常時 10 人以上の労働者を使用する所で作成することが求められているもので、教職員の労働条件や就業上守るべき規律等を明文化したものです。

習熟度別授業（習熟度別クラス編成）

ある教科が苦手であったり、理解に時間がかかる学習者、あるいはその教科が得意であったり、理解の早い学習者というように学習者の集団を区別し、それぞれの集団における学習内容を変えて行う授業を習熟度別授業といいます。また、このように習熟度別授業が実施できるようにクラスを分けることを習熟度別クラス編成と呼びます。

授業科目（関連用語：一般教育科目）

教育課程は各授業科目を必修科目及び選択科目に分け（短期大学設置基準第 6 条）、また各授業科目の単位数（「単位」の項を参照）は短期大学において定めるものとされています（短期大学設置基準第 7 条）。

一般教育科目は授業科目の区分の一つで、平成 3 年 6 月における短期大学設置基準の改正以前には、開設が義務付けられていた授業科目です。改正後の短期大学設置基準第 5 条第 2 項に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とあり、この一般教育科目の精神が反映されています。

授業形態（講義、演習、実習）

授業を行っている形態のことです。授業形態として、「講義」、「演習」、「実習」（実験、実技を含む）があります。

「演習」とは、教員と少人数の学生による討論、あるテーマに基づく発表・報告、原書講読などによって進められる授業の形態です。演習科目 1 単位の授業時間について、短期大学設置基準（第 7 条第 2 項）は、「15 時間から 30 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」と規定しています。また、「演習」という用語は「ゼミナール」の訳語としても使用されることが多いです。このゼミナールは、教員の指導の下に学生が研究を行い、それを発表し、討議することが中心になり、演習とよく似た形態ですが、より専門性の高い授業形態と言えます。ゼミナールは「ゼミ」と省略することもあります。

また、「実習」とは、教室で講義や演習によって獲得した知識を基に、今度は実地において学習する授業方法です。短期大学設置基準（第 7 条第 2 項）では、実習は「30 時間から 45 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」ことが規定されています。

生涯学習（関連用語：リカレント教育）

「一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります」（「文部科学白書」平成 18 年度版）。教育基本法第 3 条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めています。

生涯学習を助けるために、教育制度上打ち立てられるべき理念を「生涯教育」といい、このような考え方に支えられた学習支援システムの一つである「リカレント教育」は、学校教育終了後、いったん社会に出た後に高等教育機関において行われる教育のことをいいます。また、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれます。

職業教育

「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」を指します（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成 23 年）」より）。

短期大学は、「当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整える」（短期大学設置基準、第 35 の 2）ことが求められています。

初年次教育

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主として大学新生を対象に作られた総合的教育プログラムのことです。

高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育（リメディアル教育）とは異なり、新生に最初に提供されることが強く意識されたもので、1970 年代にアメリカで始められ、国際的には「First Year Experience（初年次体験）」と呼ばれています。

具体的内容としては、(大学における学習スキルも含めた) 学問的・知的能力の発達、人間関係の確立と維持、アイデンティティの発達、キャリアと人生設計、肉体的・精神的健康の保持、人生観の確立など、大学における教育上の目標と学生の個人的目標の両者の実現を目指したものになっています。

シラバス

教員が学生に明示する授業計画のことです。授業科目名、担当教員名、授業のねらいや目的、授業の概要、各回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考書及び参考文献、履修する上で必要な要件などを記載します。平成 20 年度から短期大学は学生に対してそれらをあらかじめ明示することが義務付けられました。これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっています。

また、短期大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えており、短期大学で修得した単位を認定する際に、その授業科目の内容を照会する場合に必要となります。

シラバスによく似た用語として講義要項がありますが、これも授業の目標、授業で扱う分野や話題などについての説明を簡単にまとめたもので、学生がどの授業を選んで自分の時間割を作っていくかという学習計画の指針となるものを指します。

私立学校法

「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」を目的に制定されている法律で、私立学校に関する教育行政と学校法人について定めたものです。

助教

助教は平成 17 年の学校教育法の改正により、平成 19 年から新設されました。同法第 92 条第 8 項において「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とされています。短期大学における助教の資格は、短期大学設置基準第 25 条の 2 で規定されています。

専攻科

短期大学の専攻科は、短期大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、特定事項についての教育研究を行うことを目的として設置されているものです。

なお、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（いわゆる認定専攻科）を修了した場合は、同機構の審査を経た後、同機構から学士の学位が授与されます。

専攻課程

短期大学には学科が置かれていますが、教育上特に必要があるときに、学科の中に設けられる組織が専攻課程です（短期大学設置基準第 3 条第 2 項）。また、専攻分離とは学科の中を二つ以上に分けることをいい、各専攻課程は〇〇専攻と称されるのが普通です。

専任教員

大学又は短期大学において正規かつ継続的に雇用され、専ら教育研究に従事し、なおかつ当該法人で専任教員として発令されている教員のことです。専任教員としては、教授、准教授、講師、助教が該当します（職務内容等については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」を参照）。

なお、学科の専任教員の数については、短期大学設置基準で詳述されており、学科の属する分野の種類、同一分野に属する学科数、及び入学定員に応じて決められています。

専門教育

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す一般教育に対し、専門教育は、特定の分野の知識や技能等をより深く教授する教育であり、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するための教育です。

専門（職）就職

短期大学の学生が、卒業に際し、所属した学科において学習した分野に関連した職種に就業することを専門（職）就職といいます。

相互評価

相互評価は、本協会が進めてきた評価の一つです。本協会は、平成 11 年度より、二つの短期大学が自己点検・評価の結果を相互に持ち寄り、率直に意見を交換して改善点を見出すことを通して、当該短期大学における教育の質の維持・向上を図るための相互評価活動を支援しています。

卒業後評価

ステークホルダーの一つで、卒業生に対して行う「学生時代についてのアンケート」や、卒業生の就職先・編入先から意見を聴取することなどを通して得られた情報を基に行う評価です。教育の実績や効果を確認することなどを目的に行い、認証評価においては重要視されています。

た

単位（関連用語：単位数、単位認定、単位互換）

講義、演習、実習・実験などによる授業科目ごとに学生に付与されるものです。単位数については、短期大学設置基準（第 7 条）は、「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるもの」としています。また、同法によると、1 単位の授業科目は「45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」としています。

各授業科目の単位は、その科目を履修した学生に対して試験等を行い、評価が合格点に達している場合に認定されています。なお、卒業研究や卒業制作等の授業科目については、「学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることできる」（短期大学設置基準第 7 条第 3 項）としています。

単位互換は、学生が他の大学あるいは短期大学で履修した単位を、短期大学が自校の授業科目の履修により修得した単位と認定することです。

短期大学士

学校教育法（第 104 条第 3 項）によって定められた学位です。学位規則に基づく学位としては、短期大学士のほかに、学士（大学の卒業生）、修士・博士（大学院課程の修了者）、専門職学位（専門職大学院の修了者）があります。

平成 17 年 10 月の「学校教育法の一部を改正する法律」の施行により、それまで短期大学卒業生に付与されていた「準学士」の称号に代わって、「短期大学士」の学位が授与されることになりました。この学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとされています（学位規則第 5 条の 4）。短期大学が学位を授与するにあたり、他の学位（学士・修士・博士など）と同様に短期大学士にも専攻分野を付記することになっています。

短期大学設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、新たに短期大学を設置する場合の教育研究の水準であるとともに既設の短期大学の維持向上のための基準です。具体的な事項としては、短期大学の学科編制、学生定員、教育課程、教員組織、施設設備、事務組織な

どの基準が定められています。

短期大学評価基準

本協会は認証評価を行うために、「短期大学評価基準」を定めています。この基準では、法令の規定に基づいて認証評価機関として機関別評価を行う場合に①教育研究上の基本組織に関すること、②教員組織に関すること、③教育課程に関すること、④施設及び設備に関すること、⑤事務組織に関すること、⑥三つの方針に関すること、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること、⑨財務に関すること、⑩その他、教育研究活動等に関することをなどを含め、評価を行うこととしています。

平成 30 年度からの認証評価では、⑧の内部質保証の仕組みについて重点的に評価を行うものとされています。

地域総合科学科（総称）

個々の学科の名称ではなく、特定の学問領域に限定せず、学生あるいは地域の多くのニーズに応えることを目的とした学科の総称です。本協会は平成 15 年開設の学科から、各短期大学が計画した学科の教育の質について構想段階の評価を行い、それが地域総合科学科にふさわしいものであれば適格と認定しています。また、当該学科の完成年度を待って、構想時の諸目的の達成度の確認をするため達成度評価を行っています。

チューター制

在学生や教員などが新しく入学した学生に対して、学習、生活上の精神的なサポートとして、支援や助言を個別に行う仕組みを指します。

通信教育

通信手段を用いて行う教育方法であり、短期大学は通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を実施することが認められています（短期大学通信教育設置基準第 2 条）。授業方法としては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、添削指導により学修を進める通信授業、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学習させる放送授業、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業、多様なメディアを高度に利用した授業などがあります。

TA（Teaching Assistant）

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行わせ、大学教育の充実や大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当てを支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものです。実験・実習など自然科学系での活用が中心になっているなどの傾向があります。

な

内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、

自ら掲げる目標に向けて教育研究活動の自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき見直しを継続的に行う自律的な質保証の取組みを内部質保証といいます。教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に行っていくことが必要です。

入学前教育（関連用語：導入教育）

主に推薦入試のような早期に大学進学を決定した次年度入学者や受験負担の軽減措置の入試で合格した次年度入学者が対象であり、課題やスクーリング等の方法をとおして入学者の質の向上を目指す取り組みです。

一方、導入教育は、入学の決まった学生に対し、その入学前後において、学生に学習スキルを身に付けさせ、中等教育からの円滑な移行を促すとともに、入学後の教育内容の効果をより高めることを目的として、大学や短期大学が学生に提供する教育です。この教育プログラムは正規課程に付随したものであり、主に新入生を対象に初年次教育という形で、多くの大学や短期大学で実施されています。

入学定員

1 学年分の学生定員のことで、また、学生定員を収容定員ともいいます。学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、学科ごとに学則で定めるものとされています（短期大学設置基準第 4 条第 1 項及び第 3 項）。この場合、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとされています（短期大学設置基準第 4 条第 1 項）。

認証評価

平成 16 年度から全ての大学・短期大学は、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の総合的な状況について、7 年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられました（学校教育法 第 109 条第 2 項）。本協会は、学校教育法第 110 条に基づき、短期大学の認証評価を行う機関であり、平成 17 年度から認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質の保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

は

PDCA サイクル

ある期間の教育実践の結果として得られた量的・質的データの分析・解釈をとおして、求めようとする学習成果の獲得状況が判定されます。そして、その判定結果の適否の要因に立ち戻り、それらに関係する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ります。これがフィードバックであり、PDCA サイクルとは、このフィードバックにおいて用いられる手法です。フィードバックが繰り返される限り、PDCA という一連の行為は継続して行われることとなります。

例えば、「授業改善の PDCA サイクル」ならば、まず、改善すべき内容の目標を、人的・物的・財的資源配分を考慮しつつ設定し（P：計画）、次に、実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出します（D：実行）。そして、その学習評価が、自らの目標として掲げた学習成果を達成して

いるかどうかを判定し、また、自分の授業の課題を発見・分析します（C：検証）。その後、FD活動をとおして論じ合い、課題の解決策を見出します（A：改善）。この一連の行為が PDCA サイクルです。

評議員会

私立学校法の規定（第 41 条）により、学校法人には評議員会を置かなければなりません。評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員から組織され、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができません。評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります（同法第 41 条）。

評議員会の役割としては、私立学校法の規定（第 42 条）に従い、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併などについて理事長の諮問により意見し、あるいは寄附行為の定めによって議決を行います。また、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えたり、役員からの報告を徴したりします（第 43 条）。

ホームカミングデー

学校によって開催形式・内容は多少異なりますが、一般には、大学及び短期大学の卒業生が卒業大学及び短期大学の近況に触れ、また、当時の恩師や学友と再会・交流することによって親睦を深めるために用意された期間を、ホームカミングデーと呼びます。

ま

三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」のことです。卒業認定・学位授与の方針は、各短期大学が定める卒業認定や学位授与に関する基本的な方針を意味します。教育課程編成・実施の方針は、各短期大学が定める教育課程の編成及びその実施の基本的な方針です。そして、入学者受入れの方針は、各短期大学が定める入学者選抜方針で、入学を希望する学生に求める学生像を示した方針のことをいいます。

三つの方針は、短期大学の個性・特色の根幹を成すものです。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年）が新たに提唱した「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針」に対応するものとして定められました。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と異なり、モデルとなる具体例や典型的な形態が存するものではありません。この答申は、組織的な取組みの強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ、各機関の個性・特色の根幹を成すものとして、三つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、三つの方針の明確化を支援する必要性を強調しています。

本報告書では三つの方針は、それぞれ「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」と表記しています。

なお、平成 29 年度から、学校教育法施行規則が改正され、全ての大学・短期大学は、三つの方針を一貫性のあるものとして策定し公表するものとされました。改正に当たって、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインを公表

(平成 28 年 3 月 31 日) しています。

や

余裕資金

本協会では、期末の貸借対照表上の「特定資産」、「その他の固定資産」及び「流動資産」の合計額から、負債の部合計（固定負債＋流動負債）の額を差し引いた金額を余裕資金としています。

ら

リメディアル教育

補習教育を総称してリメディアル教育といいます。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されています。

履修登録単位上限制

「CAP 制度」を参照。

ルーブリック

米国で開発された学習評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成されています。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化などのメリットがあります（平成 27 年 中央教育審議会大学分科会、配付資料）。

参考2 会員校一覧（平成30年度）

（都道府県別・五十音順）

旭川大学短期大学部	つくば国際短期大学	東京経営短期大学
帯広大谷短期大学	常磐短期大学	愛国学園短期大学
釧路短期大学	足利短期大学	青山学院女子短期大学
光塩学園女子短期大学	宇都宮短期大学	有明教育芸術短期大学
國學院大學北海道短期大学部	宇都宮文星短期大学	大妻女子大学短期大学部
札幌国際大学短期大学部	國學院大學栃木短期大学	共立女子短期大学
札幌大学女子短期大学部	作新学院大学女子短期大学部	国際短期大学
拓殖大学北海道短期大学	佐野日本大学短期大学	駒沢女子短期大学
函館短期大学	育英短期大学	実践女子大学短期大学部
函館大谷短期大学	関東短期大学	淑徳大学短期大学部
北翔大学短期大学部	桐生大学短期大学部	女子栄養大学短期大学部
北星学園大学短期大学部	群馬医療福祉大学短期大学部	女子美術大学短期大学部
北海道科学大学短期大学部	高崎商科大学短期大学部	白梅学園短期大学
北海道武蔵女子短期大学	東京福祉大学短期大学部	杉野服飾大学短期大学部
青森明の星短期大学	新島学園短期大学	星美学園短期大学
青森中央短期大学	明和学園短期大学	創価女子短期大学
東北女子短期大学	秋草学園短期大学	鶴川女子短期大学
八戸学院大学短期大学部	浦和大学短期大学部	帝京短期大学
弘前医療福祉大学短期大学部	川口短期大学	帝京大学短期大学
修紅短期大学	国際学院埼玉短期大学	貞静学園短期大学
盛岡大学短期大学部	埼玉医科大学短期大学	戸板女子短期大学
聖和学園短期大学	埼玉純真短期大学	東京家政大学短期大学部
仙台青葉学院短期大学	埼玉女子短期大学	東京交通短期大学
東北生活文化大学短期大学部	埼玉東萌短期大学	東京女子体育短期大学
宮城誠真短期大学	城西短期大学	東京成徳短期大学
秋田栄養短期大学	武蔵丘短期大学	東京立正短期大学
聖霊女子短期大学	武蔵野短期大学	東邦音楽短期大学
聖園学園短期大学	山村学園短期大学	桐朋学園芸術短期大学
羽陽学園短期大学	植草学園短期大学	新渡戸文化短期大学
東北文教大学短期大学部	昭和学院短期大学	日本歯科大学東京短期大学
いわき短期大学	聖徳大学短期大学部	目白大学短期大学部
郡山女子大学短期大学部	清和大学短期大学部	山野美容芸術短期大学
桜の聖母短期大学	千葉敬愛短期大学	立教女学院短期大学
福島学院大学短期大学部	千葉経済大学短期大学部	和泉短期大学
茨城女子短期大学	千葉明德短期大学	小田原短期大学

神奈川歯科大学短期大学部	高山自動車短期大学	京都外国語短期大学
鎌倉女子大学短期大学部	中京学院大学短期大学部	京都経済短期大学
相模女子大学短期大学部	中部学院大学短期大学部	京都光華女子大学短期大学部
上智大学短期大学部	東海学院大学短期大学部	京都西山短期大学
湘北短期大学	中日本自動車短期大学	京都文教短期大学
聖セシリア女子短期大学	平成医療短期大学	嵯峨美術短期大学
洗足こども短期大学	東海大学短期大学部	藍野大学短期大学部
鶴見大学短期大学部	常葉大学短期大学部	大阪青山大学短期大学部
東海大学医療技術短期大学	浜松学院大学短期大学部	大阪学院大学短期大学部
横浜女子短期大学	愛知医療学院短期大学	大阪キリスト教短期大学
新潟工業短期大学	愛知学院大学短期大学部	大阪健康福祉短期大学
新潟青陵大学短期大学部	愛知学泉短期大学	大阪国際大学短期大学部
新潟中央短期大学	愛知きわみ看護短期大学	大阪城南女子短期大学
日本歯科大学新潟短期大学	愛知工科大学自動車短期大学	大阪女学院短期大学
明倫短期大学	愛知江南短期大学	大阪信愛学院短期大学
富山短期大学	愛知産業大学短期大学	大阪成蹊短期大学
富山福祉短期大学	愛知大学短期大学部	大阪千代田短期大学
金沢学院短期大学	愛知文教女子短期大学	大阪夕陽丘学園短期大学
金沢星稜大学女子短期大学部	愛知みずほ短期大学	関西外国語大学短期大学部
金城大学短期大学部	岡崎女子短期大学	関西女子短期大学
仁愛女子短期大学	修文大学短期大学部	近畿大学短期大学部
帝京学園短期大学	豊橋創造大学短期大学部	堺女子短期大学
山梨学院短期大学	名古屋短期大学	四條畷学園短期大学
飯田女子短期大学	名古屋経営短期大学	四天王寺大学短期大学部
上田女子短期大学	名古屋女子大学短期大学部	常磐会短期大学
佐久大学信州短期大学部	名古屋文化短期大学	東大阪大学短期大学部
信州豊南短期大学	名古屋文理大学短期大学部	プール学院短期大学
清泉女学院短期大学	名古屋柳城短期大学	平安女学院大学短期大学部
長野女子短期大学	鈴鹿大学短期大学部	芦屋学園短期大学
松本短期大学	高田短期大学	大手前短期大学
松本大学松商短期大学部	ユマニテク短期大学	甲子園短期大学
大垣女子短期大学	滋賀短期大学	神戸女子短期大学
岐阜聖徳学園大学短期大学部	滋賀文教短期大学	神戸常盤大学短期大学部
岐阜保健短期大学	池坊短期大学	神戸山手短期大学
正眼短期大学	華頂短期大学	産業技術短期大学

夙川学院短期大学	今治明德短期大学	鹿児島女子短期大学
頌栄短期大学	環太平洋大学短期大学部	沖縄キリスト教短期大学
聖和短期大学	聖カタリナ大学短期大学部	沖縄女子短期大学
園田学園女子大学短期大学部	松山短期大学	(計 283 校)
東洋食品工業短期大学	高知学園短期大学	
豊岡短期大学	折尾愛真短期大学	
姫路日ノ本短期大学	九州産業大学造形短期大学部	
湊川短期大学	九州大谷短期大学	
武庫川女子大学短期大学部	九州女子短期大学	
奈良学園大学奈良文化女子短期大学部	近畿大学九州短期大学	
奈良芸術短期大学	久留米信愛短期大学	
奈良佐保短期大学	香蘭女子短期大学	
白鳳短期大学	純真短期大学	
和歌山信愛女子短期大学	精華女子短期大学	
鳥取短期大学	西南女学院大学短期大学部	
岡山短期大学	西日本短期大学	
川崎医療短期大学	東筑紫短期大学	
作陽音楽短期大学	福岡医療短期大学	
就実短期大学	福岡工業大学短期大学部	
中国短期大学	福岡女学院大学短期大学部	
美作大学短期大学部	福岡女子短期大学	
山陽女子短期大学	九州龍谷短期大学	
広島国際学院大学自動車短期大学部	佐賀女子短期大学	
広島文化学園短期大学	西九州大学短期大学部	
安田女子短期大学	長崎短期大学	
岩国短期大学	長崎女子短期大学	
宇部フロンティア大学短期大学部	尚絅大学短期大学部	
下関短期大学	中九州短期大学	
山口短期大学	大分短期大学	
山口芸術短期大学	東九州短期大学	
四国大学短期大学部	別府大学短期大学部	
徳島工業短期大学	別府溝部学園短期大学	
徳島文理大学短期大学部	南九州短期大学	
香川短期大学	宮崎学園短期大学	
高松短期大学	鹿児島純心女子短期大学	